

平成 27 年度実施 大学機関別認証評価 評 価 報 告 書

北九州市立大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	22
基準6 学習成果	36
基準7 施設・設備及び学生支援	39
基準8 教育の内部質保証システム	47
基準9 財務基盤及び管理運営	52
基準10 教育情報等の公表	58
<参 考>	61
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	63
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	64

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- （1）大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- （2）評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- （3）大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

（1）大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲 垣 卓	福山市立大学長
尾 池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻 上 紘 一	大妻女子大学長
児 玉 隆 夫	大阪市立大学名誉教授
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎ 土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中 島 恭 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○ 浅 田 尚 紀	兵庫県立大学理事・副学長
○ 亀 山 郁 夫	名古屋外国語大学長
○ 清 原 正 義	兵庫県立大学理事長・学長
栗 原 裕	大妻女子大学副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高 橋 哲 也	大阪府立大学学長補佐
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
◎ 中 島 恭 一	富山国際大学長
永 田 敬	東京大学教授
浜 名 恵 美	筑波大学グローバルコミュニケーション教育センター長
藤 井 保	県立広島大学学長補佐
藤 本 眞 一	奈良県立医科大学教授
森 明 子	人間文化研究機構国立民族学博物館教授
山 本 泰	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3)「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

北九州市立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 専任教員の個人評価を実施し、その結果を昇任選考や再任審査、研究費の配分等に反映させるとともに、評価の低い教員に対する指導助言や教育方法等の改善のために利用している。
- 毎年度、入試区分別学業成績や卒業後の進路、修学状況等、多岐に渡るデータを組織的に集計し、部局ごとにデータを基にした入学者選抜の検証を行い、結果を改善につなげている。
- 「いのちと自然」「きずなと社会」「くらしと環境」を中心に持続可能な社会づくりに貢献する人材養成を図る環境E S Dプログラムは、北九州市の環境施策等との連携を図る特徴的な取組である。
- シラバスに、学位授与方針の「学生が卒業時に身につける能力」のうちのいずれを伸ばすものであるかについて明示している。また、シラバスの記載をチェックする体制を作り上げ分かりやすいシラバスを提供している。
- 平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択された「Kitakyushu Global Pioneers（北九州グローバルパイオニア）」は、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を推進している。
- 平成20年度に文部科学省教育G Pに採択された取組の成果を引き継いだ国際環境工学部の環境問題への取組は、平成25年度から開始した新しい教育課程の中にも組み込まれ、様々な学生のニーズに応える特徴的な取組となっている。
- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「まちなかE S Dセンターを核とした実践的人材育成」では、北九州市内の諸大学が連携して実践的な人材養成を行い、単位認定している。
- 国際環境工学研究科では文部科学省「戦略的大学連携支援事業」等を活用し、「北九州学術研究都市連携大学院カーエレクトロニクスコース」の開設等、学術の発展や社会からの要請に込めている。
- 平成21年度に開設した地域創生学群は、卒業生を輩出した年度から就職率が100%となっている。
- 障害のある学生の情報把握を行い、個別のカルテの作成や教職員への手引書の配布等、平成25年度に策定した指針に基づき全学的な支援体制を整備している。
- 平成27年度の認証評価における自己評価書では、根拠資料・データの適切な提示や問題点を的確な把握を行い、質の高い自己評価を行っている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成27年度に文部科学省C O C +に採択され、事業期間の5年間で北九州市と下関市からなる関門地域の地元就職率向上を目指している。
- 平成26年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され、学生の成長の可視化と自己管理の仕組みづくりにおける成果が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「北九州市立大学は、時代を切り拓く知を創造し、人間性豊かで有能な人材を育成することによって、地域の産業、文化及び社会の発展並びにアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献することを目的とする。」と規定している。当該大学は昭和21年度の開学当初より、東アジアに位置する学術研究・教育の拠点として自主的で開拓者精神に満ちた個性豊かな社会人の育成を基本理念に、北九州の地域特性を活かし地域に密着する文科系の総合大学として発展している。平成13年度には北九州市が進める北九州学術研究都市内にひびきのキャンパスを置き、新たに国際環境工学部を設置し、工学系をも擁する総合大学へと発展し、地域に密着した公立大学として使命を果たしている。平成17年度に地方独立行政法人に移行し、公立大学法人北九州市立大学となり、第2期中期計画（平成23～28年度）では、「地域に根ざし、時代をリードする人材の育成と知の創造」を基本理念に掲げ、「選ばれる大学への質的成長」「地域の発展やアジアをはじめとする国際社会の発展への貢献」を基本方針としている。また、大学の目的を簡潔で分かりやすい3つのキーワード「地域」「世界（地球）」「環境」に集約し、将来ビジョンロゴマークを策定している。

学部・学群、学科・学類の目的は学則第3条に、全学の基盤教育を担う基盤教育センターの目的については学則第13条の2及び同センター規程第2条に、それぞれ規定している。これらの学部・学群、学科・学類、基盤教育センターの目的は、教育の質保証等の観点から、平成25年度からの新しい教育課程を策定する際に大学の目的を踏まえ、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針の見直しと併せて、すべての学部等で点検を行い、その一部を見直している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「北九州市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。

研究科・専攻の目的は、大学院学則第2条及び第3条にそれぞれ規定している。研究科・専攻の目的は、教育の質保証等の観点から、平成25～27年度からの新しい教育課程において3つの方針（学位授与方針、

教育課程編成・実施方針、入学者受入方針) の見直し・策定を行った際に、すべての研究科で点検を行い、その一部を見直している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、教育研究上の目的を達成するため、北方キャンパスとひびきのキャンパスの2つのキャンパスに、5学部1学群を設置し、各学部・学群には以下のように学科・学類を置いている。

- ・ 外国語学部（3学科：英米学科、中国学科、国際関係学科）
- ・ 経済学部（2学科：経済学科、経営情報学科）
- ・ 文学部（2学科：比較文化学科、人間関係学科）
- ・ 法学部（2学科：法律学科、政策科学科）
- ・ 国際環境工学部（5学科：エネルギー循環化学科、機械システム工学科、情報メディア工学科、建築デザイン学科、環境生命工学科）
- ・ 地域創生学群（1学類：地域創生学類）

教育研究組織は目的を達成するために適切なものとなるよう絶えず見直しを図っている。平成21年度に開設した地域創生学群は、学校教育法第85条に規定する学部以外の教育研究上の基礎組織として設置され、地域課題に対応したオフキャンパス（オンコミュニティ）の実習を特色とし、地域の発展に貢献している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育（以下、当該大学の呼称に従い「基盤教育」と称する。）は、平成18年度に全学共通の基盤教育を担う組織として開設した基盤教育センターを中心にして、自ら考え判断して生きていくための「基盤」となる能力を備えた人材を養成することを目的に実施している。

基盤教育センターは教養教育部門、語学教育部門、情報教育部門の3つの部門と、ひびきのキャンパスに置くひびきの分室で構成されており、40人の専任教員を配置し、基盤教育（教養教育、語学教育、情報教育）の企画、実施及び運営、基盤教育に係る授業方法、授業内容の研究及び開発等を行っている。

教育課程の実施・運営は、基盤教育センターに所属する専任教員を中心に、各学部等の教員も科目担当して、全学的な協力体制の下に行われている。

基盤教育センターには、センター長、副センター長及びセンターに所属する専任教員で構成されるセンター会議が設置され、科目や科目担当者、教育課程の編成、時間割調整等、センターの事業や運営に関する事項を審議している。

また、平成25年度からは、総合大学としての強みを活かし、教育面でのキャンパス間連携として、両キャンパスの学生が特定の教養教育科目と一緒に受講し、幅広く豊かな教養を身に付けることができるよう、1学期に週1回、キャンパス間にバスを巡回運行させ、学生及び教員がキャンパスを移動して授業を受講（開講）する「キャンパス交流Day」を実施している。終了後は、学生に対してアンケートを実施し、科目の見直しや交流の活性化等の改善を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、大学院課程の教育研究上の目的を達成するため、4研究科を置き、各研究科には以下のように課程や専攻を設置している。

- ・ 法学研究科（修士課程1専攻：法律学専攻）
- ・ 社会システム研究科（博士前期課程4専攻：現代経済専攻、地域コミュニティ専攻、文化・言語専攻、東アジア専攻、博士後期課程1専攻：地域社会システム専攻）
- ・ 国際環境工学研究科（博士前期課程3専攻：環境工学専攻、情報工学専攻、環境システム専攻、博士後期課程3専攻：環境工学専攻、情報工学専攻、環境システム専攻）
- ・ マネジメント研究科（専門職学位課程1専攻：マネジメント専攻）

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則に定める附属施設として以下12の組織を有し、それぞれが当該大学の教育研究の目的を達成するため、独自の役割を担い、活動している。

- ・ 附属施設：都市政策研究所、国際教育交流センター、図書館、基盤教育センター、入試広報センター、キャリアセンター、地域貢献室、評価室、アジア文化社会研究センター、地域共生教育センター、情報総合センター、環境技術研究所

学生の教育活動やその支援を主な目的とした施設として、図書館、基盤教育センター、入試広報センター、キャリアセンター、情報総合センターが設置されている。また、地域貢献活動の推進や学生の地域実践活動の支援等を担う地域貢献室、地域共生教育センター、国際交流活動を担う国際教育交流センター、大学の教育研究等の状況について検証・評価を行う評価室、各分野の研究を主に推進する都市政策研究所、アジア文化社会研究センター、環境技術研究所が設置されている。

また、以上12の施設のほかに平成26年度には、中華ビジネスに関する研究を推進する中華ビジネス研究センターが開設されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教員人事を含め、大学の教育研究に係る重要事項を審議するため、学長が議長を務め、副学長、学部長等で構成する教育研究審議会を置き、原則として月2回開催している。

教育課程及び教育の実施、学生の入学・修学等に関することを審議する機関として、各学部（学群を含む。）に教授会、各研究科に研究科委員会を設置している。なお、平成27年4月の学校教育法第93条改正に伴い教授会規程等を改定し、学長等と教授会の権限を明確にしている。教授会及び研究科委員会は、当該学部、研究科の専任教員又は研究指導教員をもって構成し、定期的に教授会及び研究科委員会を開催し審議している。また、教授会、研究科委員会には、教授会、研究科委員会で選出された委員で構成する常任委員会又は研究科運営委員会を置き、定例的な事項、緊急を要する事項等について審議する。

全学の教養教育を担う基盤教育センターには、専任教員によるセンター会議を置き、教授会に準じた活動を行っている。

教務に関することや教育の改善を推進する委員会として、教務部委員会、FD委員会及び教育開発支援室を設置している。教務部委員会は、学長が指名する教務部長及び各学部等の教員で構成し、教務に係る事項を企画、実施し、各学部間の調整を図っている。会議は、月に1、2回程度（平成26年度は年間で14回）開催され、単位認定、履修申告、追試申請等に係る制度やその運用等学部間の調整が必要な事項について審議を行っている。教務部委員会の下に、成績調査部会を設置し、成績調査制度等について審議を行っている。

大学院の教育に係る全学的な審議事項については、大学院委員会において審議している。

平成23年度には、時限的なプロジェクト組織として、学長を委員長とする学部等教育改善委員会、大学院教育改善委員会を立ち上げ、学部学科、研究科等の教育目的、学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入方針の策定・明確化を行っている。さらに、教育の質の向上を目的として、教育課程編成・実施方針に基づき、教育課程の改編（第2次カリキュラム改革）を行い、平成25年度からスタートさせている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、5学部、1研究科、基盤教育センター及び8附属施設等（都市政策研究所、国際教育交流センター、キャリアセンター、アジア文化社会研究センター、地域共生教育センター、情報総合センター、環境技術研究所、グローバル人材育成推進室）に専任教員として所属し、教育研究活動を行っている。学校教育法第85条に規定する学部以外の教育研究上の基本組織である地域創生学群については、基盤教育センター、都市政策研究所、キャリアセンター及び地域共生教育センターの一部教員が専任教員として、地域創生学群の教育に対して責任を負っている。大学院については、マネジメント研究科に9人の所属教員（みなし専任を除く。）を置くほかは、学部等所属教員による兼務である。

各部局における責任体制について、学部・学群には学部長・学群長を、学科・学類には学科長・学類長を、研究科・専攻には研究科長・専攻長を、基盤教育センターにはセンター長・副センター長を置き、それぞれの責任の下、組織運営を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 外国語学部：専任35人（うち教授18人）、非常勤75人
- ・ 経済学部：専任28人（うち教授17人）、非常勤61人
- ・ 文学部：専任32人（うち教授19人）、非常勤87人
- ・ 法学部：専任31人（うち教授14人）、非常勤56人
- ・ 国際環境工学部：専任73人（うち教授44人）、非常勤36人
- ・ 地域創生学群：専任16人（うち教授6人）、非常勤39人
- ・ 基盤教育センター：専任39人（うち教授15人）、非常勤94人

また、教育上主要と認める授業科目（主要授業科目）のうち、専任の教授又は准教授が担当する科目の割合は、専門教育科目では、外国語学部73.2%、経済学部88.5%、文学部90.9%、法学部91.3%、国際環境工学部88.5%、地域創生学群100%、基盤教育科目では、北方キャンパス 4 学部・1 学群88.7%、ひびきのキャンパス国際環境工学部95.7%となっている。このうち、外国語学部では主要授業科目の23.2%は非常勤教員が担当しているが、担当科目は外国語教育に関わる科目群である。専任教員を含めたこれらの科目を担当する教員の間で随時、連絡調整が進められており、教育の質を確保するよう努めている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 法学研究科：研究指導教員13人（うち教授10人）、研究指導補助教員 9 人

〔博士前期課程〕

- ・ 社会システム研究科：研究指導教員64人（うち教授52人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 国際環境工学研究科：研究指導教員72人（うち教授44人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士後期課程〕

- ・ 社会システム研究科：研究指導教員26人（うち教授26人）、研究指導補助教員13人
- ・ 国際環境工学研究科：研究指導教員60人（うち教授44人）、研究指導補助教員12人

〔専門職学位課程〕

- ・ マネジメント研究科：12人（うち教授 8 人、実務家教員 7 人）

マネジメント研究科の専任教員12人（みなし専任 3 人含む。）のうち、7 人は実務家教員を配置するとともに、特任教員として、製造業やサービス業、中華ビジネス、医療・福祉等の各関連分野に関する実務家教員を12人配置している。また、急速に変化する経済社会状況を踏まえて、定期的の実務家教員（特任教員や非常勤講師）の入替えを行っており、最新の実務的知見を取り入れた教育体制を構築している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員採用については、原則として公募で行うこととしており、平成22～27年度に採用した専任教員は69人で、すべて公募によっている。また、平成13年度に国際環境工学部に任期制を導入、その後他部局においても一部のポストには任期制を設けており、任期制適用教員は国際環境工学部25人、基盤教育センター 8 人、都市政策研究所、キャリアセンター、情報総合センター各 1 人となっている。

また、教員組織の活動を活性化するための多様な取組を行っている。

- ・ 北方サロンの実施：平成18年度より教員相互の知的交流と新たなネットワークの構築を目指す研究交流会として、北方キャンパスで開催している（平成26年度は 6 回開催、参加者数は延べ129人）。

- ・ サバティカル制度の実施：平成20年度より教育、研究等で顕著な業績をあげるなど、一定の要件を満たした場合に、日常的な教育・管理運営業務等を免除し、自主的調査研究活動に専念する機会を与えている。毎年度、1～2人が取得している。
- ・ 職員表彰（功績表彰）制度：平成17年度から導入していた職員表彰（功績表彰）について、平成25年度に選考基準等を見直し、平成26年度は教員1人、事務職員1人が受賞している。
- ・ 教員研修助成制度：平成15年度より専攻する学問分野の研究に専念し、教員の教授能力及び研究指導能力の向上を図ることを目的に、海外及び国内の研修枠を設け学部等单位ごとに輪番制で研修費の助成をしている。（海外長期：1年200万円以内、海外短期：6か月100万円以内、国内遠距離：6か月60万円以内、国内短距離：6か月24万円以内）
- ・ 学内公募型研究プロジェクトの実施：平成25年度よりひびきのキャンパスにおける重点研究の促進と若手研究者の支援を目指し、重点研究推進支援プロジェクトと萌芽・リサーチ的研究プロジェクトを学内公募している。
- ・ 学内競争的研究費の充実：平成27年度より北方キャンパスで平成13年度より導入していた「特別研究推進費」の申請テーマと補助総額を拡充している。さらに、研究内容の質の高度化や研究領域の拡大等を図るため、「研究基盤充実費」を新たに設置し、教員の研究活動充実の底上げを推進している。このほかに、授業手当の支給、科研費獲得者への報奨金、間接経費を活用した学部長裁量経費等を実施している。

教員の年齢構成は、20歳代3人（1.1%）、30歳代48人（18.3%）、40歳代109人（41.4%）、50歳代80人（30.4%）、60歳代以上23人（8.7%）となっており、40歳代を中心にバランスのとれた構成となっている。

平成23～27年度の女性教員数は、平成23年度44人（全教員数に対する割合17%）、平成24年度45人（同17%）、平成25年度46人（同17%）、平成26年度48人（同18%）、平成27年度48人（同18%）と増加傾向にある。また、平成25年度より副学長のうち1人が女性、平成23～27年度における昇任者51人のうち12人（23.5%）を女性が占めるなど、女性の登用を着実にやっている。

外国人教員数は、平成23年度29人（全教員数に対する割合11%）、平成24年度29人（同11%）、平成25年度31人（同12%）、平成26年度29人（同11%）、平成27年度30人（同11%）となっている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任については、教育研究審議会の下に選考委員会を設置し、選考結果を教育研究審議会で審議し、学長が選考することとしている。教員の採用基準や昇格基準、選考方法等については、教員の採用及び昇任に関する資格選考規程及び同規程運用内規に明確に定めており、選考委員会には他学部の教育研究審議会委員を含めることで、透明性・客観性を担保している。教員の教育上の指導能力を評価するため、審査に当たっては、学歴・教歴・研究業績等のほか、面接審査と模擬授業を課している。

また、大学院課程における教育研究上の指導能力を評価するため、平成24年度に大学院担当教員資格要件審査規程を新たに整備し、同規程に基づき各研究科で資格要件審査基準を定め、審査を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価については、教員の教育研究活動の改善と自己研鑽を促すなどの趣旨から、教員の活動全般について、毎年定期的に教員評価委員会において評価を行っている。

北方キャンパスにおける教員評価制度については、教員評価委員会規程、北九州市立大学における教員の個人評価実施要綱等に、ひびきのキャンパスにおける教員評価制度については国際環境工学部における教員評価実施要綱等に、それぞれ定められている。

北方キャンパスの教員評価制度では、教育、研究、社会貢献及び管理運営の4領域について教員自身が教員活動報告書を作成し、教員の自己評価に基づき部局長等が4段階で修正評価を行っている。さらに、学長指名の副学長を委員長とし、各部局長で構成する教員評価委員会で部局間の調整等を行い、評価を審議し、学長が評価を決定している。評価結果は教員個人に開示され、研究費の増額配分の資料となるほか、任期制教員の再任審査の資料、教員の昇任人事における参考資料等に活用している。また、評価の低い教員に対しては部局長等が活動改善計画書を提出させ、適切な指導助言や教育方法等の改善を行うほか、教員活動報告書や教員評価総括のウェブサイトでの公開、教員評価委員会や学長・理事長への報告等を行い、公正性や客観性を確保している。

また、教員評価は、毎年度の評価確定後、教員評価委員会で学部長等と被評価対象教員に対してアンケートを実施するなどして次年度の制度見直し等を検討しており、必要に応じて制度改正を行っている。

ひびきのキャンパスにおける教員評価は、毎年度当初に各教員が教育、研究、組織運営及び社会貢献に関する活動目標を設定し、翌年度、その達成状況について自己評価を行い、学部長が学部の国際環境工学部常任委員会教員評価委員会で学科間の調整を行い、評価している。評価結果は教員個人に開示され、特に努力を要する教員に対しては適切な指導助言や教育方法等の改善を行うとともに、昇任選考や再任審査、研究費の配分等に反映させることとしている。また、教員は、自己の評価結果について不服があるときは、教員評価委員会に対して申し立てることができる。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学の事務局は、11の課・室で組織し、208人（市派遣職員38人、プロパー職員（大学法人採用の職員）32人、契約職員等138人）の事務職員を配置している。事務局には、管理部門である総務課、経営企画課のほか、北方キャンパスには国際化推進室、地域・研究支援課、広報入試課、就職支援室、学生相談室、学務第一課（学部、大学院、基盤教育センター、教務部委員会等の教務所管）、学術情報課を置き、また、ひびきのキャンパスには企画管理課及び学務第二課を置き、それぞれ教育課程を展開する上で必要な事務職員を配置している。

教育補助者については、基盤教育センター及び文科系の学部・研究科にTA（ティーチング・アシスタント）、RA（リサーチ・アシスタント）及びSA（スチューデント・アシスタント）を配置している（平成26年度は、TA22人、RA0人、SA89人）。国際環境工学部、国際環境工学研究科にはTA及びEA（エンジニアリング・アドバイザー）を配置し、活用している（平成26年度は、TA245人、EA30人）。

図書館には、両キャンパスともに司書職員を配置している（平成 27 年度は北方キャンパス 16 人、ひびきのキャンパス 9 人。ただし、ひびきのキャンパスの 9 人は、図書館を管理する北九州産業学術推進機構の職員）。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 前回認証評価後、新たに職員表彰制度の選考基準見直し、学内競争的研究費の充実を実施するなど多様な取組を行い、教員組織の活動を活性化している。
- 専任教員の個人評価を実施し、その結果を昇任選考や再任審査、研究費の配分等に反映させるとともに、評価の低い教員に対する指導助言や教育方法等の改善のために利用している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

「北九州市立大学は、建学の精神である「フロンティア・スピリット」に溢れ、基礎的学力を十分に備えた、次のような人たちを受け入れます。

- ・ 知的好奇心が旺盛で、豊かな世界観と幅広い実践力を身につけたい人
- ・ グローバルな視野を持ち、国際社会での活躍を目指す人
- ・ 郷土を愛し、積極的に地域に貢献する人
- ・ 環境問題に関心を持ち、解決のための探究心を有する人

学士課程においては、教育目的の見直しや学位授与方針の策定を行った際に、これらとの整合性を図る観点から入学者受入方針の見直しを行い、求める学生像や入学者選抜の基本方針を明確にした学科・学類ごとの入学者受入方針を定めている。例えば、外国語学部英米学科は、入学者受入方針の一部を以下のよう

に定めている。

「■ 高度な英語運用能力と、英米及び英語圏の文化・社会の諸問題についての専門的知識を兼ね備えたいという意欲があり、国際社会での活躍を目指す学生」

また、大学院課程においても、学士課程と同様に見直しを行い、専攻ごとの入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、学科・学類ごとに定めた入学者受入方針に沿って、一般選抜、推薦入試、AO入試、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び外国人留学生特別選抜を実施している。

一般選抜入試においては、大学入試センター試験の成績と、個別学力検査の成績の合計点を基に入学者を選抜している。

推薦入試においては、学校長の推薦及び一定の評定平均値等を出願要件とし、総合問題、小論文、面接等により入学者を選抜している。

AO入試においては、本人の強い志望理由を前提として、模擬授業を受講した後にその理解度を見るための筆記試験やレポート、面接等で多面的に評価することにより入学者を選抜している。

大学院課程においても、入学者受入方針に沿って、一般選抜、推薦入試、社会人特別選抜等の入学者選抜を実施しており、国際環境工学研究科では中国での大連特別選抜も実施している。社会システム研究科の博士後期課程及び国際環境工学研究科の博士前期課程、博士後期課程においては秋季入学も実施してお

り、平成 26 年度の入学者は計 19 人である。修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程では、記述試験、面接、提出書類等による総合的な選考を、博士後期課程では論文審査、口述試験、面接、提出書類等による総合的な選考を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜を適切かつ公正に実施するため、大学の附属機関である入試広報センターを設置し、事務局に広報入試課を置いている。同センターは、学長指名による入試広報センター長の統括の下に、入学試験の実施、入学試験の制度及び実施体制の見直し、入試広報の戦略及び計画の策定、入試広報の実施及び評価等に関する業務を行っている。入試広報センターは、各学部及び研究科から学長によって指名された教員で構成され、大学入試センター試験を含め、各種選抜試験の審議・管理・実施を行っている。

入試広報センターには、入学試験の適正な実施のため入試部会を置き、出題、問題チェック体制、試験実施体制について総括している。

合否判定は教授会の審議を経て、学長が最終決定を行っている。

また、平成 25 年度入試実施に際して判明した合否判定の誤りを契機に、合否判定の誤りに関する調査検討委員会を設置し、誤りの発生原因及び再発防止策の検討を行っている。その結果、組織としての確認体制が不明確であったことが最大の原因であるとの結論に至り、必ず複数の教員（3 人）が合格者名簿を確認した上で署名することをルール化している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

毎年度、教育開発支援室が入試区分別学業成績や卒業後の進路、就職率等のデータを集計し、各学部等や入試広報センターに提供している。平成 26 年度からは、これらのデータを一元的に管理し、入試データと入学後の成績等の関連の分析ができる教育情報システム K E I S Y S（Kitakyu-dai Educational Information System）を構築しており、平成 27 年度は、試行運用中である。

また、入試広報センターは毎年 4 月に入学者に対して入試に関するアンケートを実施しており、これらの情報を基に入試広報センター会議において入学者選抜の検証を実施するとともに、各学部等に情報提供している。各学部等においても、提供された情報や修学状況等から入学者受入方針に沿った学生の受入ができていないかをそれぞれ独自に検証し、必要に応じて選抜方法等の改善を行っている。平成 25 年度入試では、外国語学部英米学科、経済学部、文学部で地域推薦の出願条件を変更し、平成 26 年度入試では、経済学部でセンター試験の数学を必須とする 4 教科型に統一し、また、地域推薦の募集人員を拡充している。平成 27 年度入試では、国際環境工学部で個別学力試験における科目の見直しを行っている。

また、平成 26 年度入試から一般選抜、推薦入試、AO 入試区分ごとに出题の意図・採点総評（出題のねらいや答案の特徴・傾向等）を整理し、入試問題と一緒に冊子に取りまとめ、高校生等に配布している。

大学院においても、各研究科で研究指導教員を中心に学生の修学状況を確認の上、各研究科の教育目的や求める人材に沿った形で入学試験が行われているかについての検証に取り組んでいる。

国際環境工学研究科では、入試委員会において、入試がアドミッションポリシーに沿った形で実施されているかどうか及び試験結果について年度ごとに検証を行い、入試の改善に役立てている。具体的な改善

事項として、平成 25 年度入試から英語の筆記試験に代えて TOE I C（平成 27 年度からは TOE F L も可）のスコアを使用していること等がある。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 外国語学部：1.05 倍
- ・ 経済学部：1.05 倍
- ・ 文学部：1.04 倍
- ・ 法学部：1.04 倍
- ・ 国際環境工学部：1.09 倍
- ・ 地域創生学群：1.13 倍

〔修士課程〕

- ・ 法学研究科：0.52 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 社会システム研究科：0.64 倍
- ・ 国際環境工学研究科：0.89 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 社会システム研究科：0.92 倍
- ・ 国際環境工学研究科：0.82 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ マネジメント研究科：0.84 倍

法学研究科（修士課程）及び社会システム研究科（博士前期課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科では、入学定員が少ないため年度間の変動幅が大きくなる傾向があり、定員充足率の安定と改善のために入試広報の充実等を行っているものの、適正化へ向けた更なる改善努力が望まれる。一方、前回の認証評価の指摘を受けて、平成 25 年度入試から国際環境工学研究科の入学定員の見直しを行い、改善が図られている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年度、入試区分別学業成績や卒業後の進路、修学状況等、多岐に渡るデータを組織的に集計し、部局ごとにデータを基にした入学者選抜の検証を行い、結果を改善につなげている。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育の目的を踏まえ、学則第30条に教育課程の編成方針を規定するとともに、全学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を次のように定めている。

「1 北九州市立大学は、学位授与方針に掲げる知識、能力等を学生が身に付けることができるよう、必要な授業科目を開設し、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを定め、体系的に教育課程を編成する。

2 北九州市立大学は、学位授与方針に掲げる知識、能力等について、それらに対応する到達目標を授業ごとに明確にし、学生が卒業時まで身に付けることができるよう、教育課程を実施する。

3 北九州市立大学は、教育課程の編成及び実施に当たって、学生に対し、学部（学群を含む。）の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。」

これに基づき、学部・学群の学科・学類ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。これらの教育課程の編成・実施方針は、平成23年度に学長を委員長とする学部等教育改善委員会を設置して検討を行い、入学者受入方針と学位授与方針を含めた3つの方針の一体性を確保する観点から、新たに策定されている。これを実質化するため、全学的に教育課程の見直しを行い、新しい教育課程を作成し、平成25年度から実施している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

当該大学の教育課程は、基盤教育科目と専門教育科目で編成されている。

北方キャンパスの学部・学群の基盤教育科目は、教養教育科目、情報教育科目及び外国語教育科目から編成され、卒業後の生き方や社会人としての基盤を提供する科目として、4年間を通して提供している。また、ひびきのキャンパスの国際環境工学部の基盤教育科目は、教養教育科目、外国語教育科目から編成されており、留学生向けの日本語科目等の留学生特別科目も開講され、一部の教養教育科目や外国語教育科目に読み替えることができるよう配慮されている。

基盤教育科目の卒業に必要な単位数は、学部・学群によって異なるが 32～40 単位に設定され、専門教育科目とのバランスに配慮している。なお、外国語（英語）科目では、英語資格試験（TOEIC、TOEFL等）において一定の要件を満たすことにより、単位認定を受けることができる。

専門教育科目は、学部・学群や学科・学類の目的に沿った専門基礎科目や専門分野別の科目区分等に分類され、必修科目、選択必修科目、選択科目を定めて、専門的な科目を段階的に履修してできるよう体系性と順次性に配慮した構成としている。

また、すべての学科・学類の教育課程について、授業科目と学位授与方針で身に付けることを求めた能力との関連性を示したカリキュラム・マップ及び授業科目間の関連性を系統図で示したカリキュラム・ツリーが作成されている。併せて、各授業科目について学問分野の分類、難易度等を示す科目記号を付したナンバリングが実施されている。以上の取組により、教育課程の体系的性と順次性がより明確になり、学生が授与される学位を考慮した科目選択等の履修計画が立てやすいように配慮されている。

大学で授与する学位名は、5学部1学群において計10種類の専攻分野の学士の学位（英米学、中国学、国際関係学、経済学、経営情報学、比較文化学、人間関係学、法学、工学、地域創生学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

北方キャンパスでは、学部等を横断的に受講できる副専攻プログラム（主専攻を補完・補強する体系的に編成されたプログラム）として、平成24年度にGlobal Education Program、平成25年度には、環境ESD（Education for Sustainable Development）プログラムを開設している。一定の修了要件を満たした学生には、副専攻修了証明書が発行される。

副専攻プログラムであるGlobal Education Programは、世界を視野に幅広い教養と語学力の習得を目的とし、2年次又は3年次で一定の要件を満たした学生を対象として、ビジネスリーダーを目指す学生向けのGlobal Business Course（定員30人）と異文化理解をベースとしてリーダーシップを発揮したい学生向けのGlobal Studies Course（定員20人）が開設されている。

「Kitakyushu Global Pioneers（北九州グローバルパイオニア）」は、Global Education Programを中心とした、英語やグローバル関連科目等を体系的に学習する複数のプログラム（コース）から構成される、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を目的とした取組である。「Kitakyushu Global Pioneers（北九州グローバルパイオニア）」は、平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」に採択されており、この取組を通して、高いレベルの学生の育成と全体の底上げを図るシステムを構築し、多様なグローバル人材の育成を推進している。

また、副専攻プログラムである環境E S Dプログラム（定員40人）は、3つの柱「いのちと自然」「きずなと社会」「くらしと環境」で構成され、これらを総合的に学習して、持続可能な社会づくりに貢献する人材に必要な能力を身に付けることを目的としている。北九州市の環境施策等との連携を図りながら展開する当該プログラムは、北方キャンパスの各学科等の教育課程と密接に関わりつつ環境についての幅広い知識を学ぶことができるものとなっている。

国際環境工学部の環境問題への取組は、平成20年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育G P）」に採択された「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開」（平成20～22年度）の取組成果等を引き継ぎ、平成25年度から開始した新しい教育課程の中にも組み込まれており、1年次の「環境問題事例研究」による問題意識の涵養から、専門課程における最先端の研究への参画まで、様々な学生のニーズに応えるものになっている。

学生の地域活動については、地域創生学群において種々の演習科目として地域実践活動を課程に組み込んでいる。「地域の再生と創造」を担う人材の養成を目的とした地域創生学群では、平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「地域創生を実現する人材育成システム」（平成21～23年度）の取組成果等を踏まえ、事業終了後も新しい指導的実習プログラムを開発するなど充実を図るとともに、地域の人々と一緒に農業という視点から地域活性化を目指すプロジェクトや商店街の人々とイベント等を企画・実施するプロジェクト等を教育課程に組み込み、社会からのニーズに貢献している。

平成24年度に「大学間連携共同教育推進事業」に採択された取組「まちなかE S Dセンターを核とした実践的人材育成」では、北九州市内10大学が連携し、「環境の取組を理解し、持続可能な発展を拓ける事のできる人材」「課題に対する実践力を持つ人材」「コミュニケーション力を持ち、人と協働できる人材」の育成に取り組むことを目的として、中心市街地に地域活動拠点となるまちなかE S Dセンターを設置し、大学間の垣根を越えた実践的教育を積極的に実施し単位認定している。また、一般市民等に対しても学習や活動の機会を提供することで、生涯学習等も含めた地域再生の拠点作りを進めている。平成27年度には「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に「北九州・下関まなびとびあ」を核とした地方創生モデルの構築」が採択されている。地域社会が求める人材を育成する教育プログラムの構築及び実践、地域志向科目群の新設等を通して事業期間の5年間で北九州市と下関市からなる関門地域の地元就職率向上を目指している。

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため、基盤教育科目に「キャリア・デザイン」や「プロフェッショナルの仕事Ⅰ・Ⅱ」等のキャリア科目を設けて、これらの科目及び「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「地域教育及び産業との連携による人材育成」、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「地域力を育む自律的職業人育成プロジェクト」を通して将来働く上で必要となる課題分析・解決力、市民としての社会的責任・倫理観、コミュニケーション力、リーダーシップ等キャリア形成に向けて主体的に行動ができる力を育成している。また、各学部・学群において平成26年度ではインターンシップに435人、また、海外インターンシップに51人が参加しており、これらは一部の学部にて単位認定も行われている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業については、各学部等が教育目的に応じて、講義や演習、実験、実習等の形態を組み合わせで実施している。各学部等の授業科目のうち、演習・実験・実習・実技等の科目の占める割合は、外国語学部 15.6%、経済学部 6.7%、文学部 13.7%、法学部 9.2%、地域創生学群 15.4%、国際環境工学部 26.7%、全学で 15.0% となっている。また、教育内容に応じて、少人数授業やフィールドワーク型授業、プロジェクト型授業、企業経営者等の実務家による授業、問題解決型授業、情報機器を活用した授業、CALL 教室を使った双方向型授業等を取り入れるなど、学習指導の工夫を行っている。

基盤教育科目における全学的な英語教育、外国語学部の英語・中国語教育は数値目標を掲げ、少人数教育により充実した教育を推進している。

平成 21 年度に開設し地域実践活動を教育課程に組み込んでいる地域創生学群では、1 年次から 4 年次まで少人数で演習を行う「4 年一貫ゼミ」とまちづくり団体や福祉施設、スポーツイベント等、実際の現場での学びを充実し、実社会で求められる課題発見・企画立案能力やプロジェクトを進めていく力、コミュニケーション力等を養うための現場実習を特色としている。地域の人々と一緒に農業という視点から地域活性化を目指すプロジェクトや商店街の人々とイベント等を企画・実施するプロジェクト等、ユニークなプロジェクトを教育課程に組み込んで実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、大学設置基準に定める 1 年間の授業期間の 35 週が確保され、各授業科目の授業は 15 週にわたる期間を単位として行っている。学則第 33 条で、授業科目と単位の計算は、1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを基準に、講義及び演習については 15 時間から 30 時間の範囲で、また、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で学長が別に定める時間の授業をもって 1 単位としている。学生に対しては、入学時のオリエンテーションや各授業等を通じて、単位には予習・復習等の自主学習時間が含まれることを伝えている。

平成 26 年度に実施した学生アンケートによると、大学での勉学に「力を入れている」「ある程度は力を入れている」と回答した学生は 75.5% であった一方で、1 週間当たりの授業の予復習や課題をやる時間を尋ねた質問では、1 時間未満は 36.0%、6 時間未満は 50.6% となっている。大学の授業以外の自主的な勉強時間については 1 時間未満は 51.2%、6 時間未満は 38.6% となっている。これらの現状を踏まえ、平成 28 年度より、シラバスに事前学習・事後学習に関する記載を加える予定とし、改善へ向けての取組を進めつつあるが、授業外の学習時間を確保・増加するための効果的な対策が望まれる。

すべての学部で CAP 制を導入している。教職に関する科目や自由科目、集中講義、卒業研究等の一部の科目を除いた各学期での履修登録単位数の上限を、北方キャンパスの学部では 26 単位に、地域創生学群では 23 単位に設定している。ひびきのキャンパスの国際環境工学部では、履修登録単位数の上限を各学年で 48 単位とし、各学期では学部長の定める科目を除き 30 単位としている。

これらのことから、授業外学習時間が十分には確保されていないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業の概要、教科書、参考書、授業計画・内容、成績評価の方法、履修上の注意、担当者からのメッセージ等の内容を記載し、平成 26 年度からは従来の記載内容に加え、それぞれの科目が、学位授与方針の「学生が卒業時に身につける能力」のうちのいずれを伸ばすものであるかについても明示することとしている。これにより学生は、自らの履修する科目の学士課程全体における位置付けを知ることができるとともに、学位授与方針のより深い理解が見込まれる。

シラバスの記入方法についてシラバス作成ガイドラインを作成し、それに基づき各授業担当教員が作成している。平成 28 年度からは、シラバスの記載内容に事前学習・事後学習に関する記載を加える予定である。

北方キャンパスでは、各学科において、シラバス責任者を置いている。

また、シラバス作成ガイドライン（担当教員用及びシラバス責任者用）を作成し、シラバス作成段階でのチェックを実施している。

ひびきのキャンパスでは、国際環境工学部において、事務局とカリキュラム部会委員にて、記述が適切かどうかの確認を行っており、記載に不備がある場合は、カリキュラム部会委員を通して各教員へ修正を求めている。

平成 23 年度にシラバスシステムを導入し、それまでの冊子による配布を取りやめ、ウェブサイト上でのシラバス公開に変更している。シラバス公開は新年度開始前に実施するとともに、時間割配布時に授業内容をあらかじめシラバスで確認するよう指導を行っており、学生が余裕をもって履修計画を立てることができる環境を整備している。

学生アンケートによると、シラバスを「よく活用している」「ある程度は活用している」と回答した学生は 70.1%である一方で、授業評価アンケートによると、履修登録時にシラバスを確認すると回答した学生は約半数で、履修中に確認すると回答した学生は 4 分の 1 程度である。平成 26 年度の 2 学期からひびきのキャンパスにおいて、履修登録を行う際に、履修登録システムから直接シラバスを閲覧できるよう改善している。北方キャンパスにおいては、平成 28 年度 4 月より同様のシステムを導入予定である。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基盤教育における英語教育においては、プレースメント・テストに基づいた到達度別クラス編成と少人数教育による授業を提供している。すべての学部（地域創生学群を除く。）の 1、2 年次生は毎学期 TOE I C 試験を受験し、受験状況が成績評価にも反映される制度を導入している。

国際環境工学部では平成 19 年度より数学、物理、化学について、経済学部では平成 25 年度より数学について、入学時に基礎学力の確認を行い、必要な学生に補習授業を実施している。

また、外国語学部英米学科、経済学部、国際環境工学部及び地域創生学群では推薦入試と AO 入試の合格者を対象に入学前教育を実施している。また、平成 24 年度からは文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプ B：特色型）」の採択を受け、外国語学部、経済学部、文学部、法学部で実施される推薦入試と AO 入試の合格者を対象に英語の e-learning 教材を活用した入学前教育を実施しており、基礎学力水準の向上に取り組んでいる。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

地域創生学群において、入学定員 90 人のうち 40 人を夜間特別枠とし、平日夜間の時間帯（6 限及び 7 限）と土曜日に開講される授業の受講によって 4 年間で卒業できる教育課程が組まれている。また、平日の昼間時間帯の授業の受講も可能としており、それぞれの学生に適した履修計画を指導している。

夜間特別枠の学生には、入学時オリエンテーションの夜間時間帯での実施や、履修しやすい教育課程の整備、長期履修学生制度（標準修業年限である 4 年を超えて、5 年又は 6 年にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを認める制度）の適用等により、学業と仕事の両立を支えている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の学位授与方針では、4 つの力（「自ら立つ力」「異文化と交わる力」「未来を創り実践する力」「チームで協働する力」）を修得するために、学生が卒業時に身に付けるべき能力として具体的に細分して示す 9 項目と、さらに敷えんした 13 項目を定めている。この全学的な方針に基づき、学科・学類及び基盤教育では、それぞれの教育理念・目的に応じて、学生が身に付けるべき能力として 10～14 の具体的な能力を示した学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学則第 35 条及び各学部・学群の規程で規定しており、100 点満点で、60 点以上が合格、それ未満が不合格とされる。学生の成績原簿には、評価点に応じ、90 点以上を秀、80 点以上 90 点未満を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可とする成績標語を記載し、所定の単位を付与している。また、修得した単位全体の成績管理と履修管理の手段として、GPA 制度を採用しており、秀から不可までの評価にそれぞれ 4、3、2、1、0 の GP を割り当て、GPA を算出している。

学生には、これらの基準、制度について、入学時のオリエンテーションや履修ガイド等により周知を図っており、学期ごとに配布する修学簿において、自らの履修状況と GPA に関して当該学期の値と累積値を示している。GPA 制度は、全学部で副専攻プログラム（国際環境工学部は対象外）の申請条件、成績優秀者の表彰基準及び大学院科目早期履修の選考基準に用いられている。そのほか、学部ごとに早期卒業又は転学部の要件、留学に必要な資格として定められている。

授業科目ごとの成績評価方法については、評価項目とその割合についてシラバスにおいて明示するとともに、科目担当教員にはシラバス作成ガイドラインを示すなどして、方法の順守を指導している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各授業科目の成績評価基準はシラバスに明記することとしており、この基準に基づき担当教員の責任において実施している。また、教員の採点ミスや転記ミスによる学生の不利益を防ぐことを目的に成績調査制度を導入しており、学生は科目の成績評価に疑問がある場合に北方キャンパスの学生は学務第一課を、ひびきのキャンパスの学生は学務第二課を通して成績調査申請を行うことができる。全学部・学群の申請数は、平成25年度で205件（うち変更件数44件）、平成26年度は190件（うち変更件数34件）である。

また、教育開発支援室が学部等ごとに、個々の科目の成績分布表・グラフを作成し、各学部長等に配布しており、学部長等から各担当教員に伝えられることにより、成績評価の厳格性を保っている。

平成26年度の学生アンケートの結果を見ると、授業の成績評価基準はおおむね適切に示されているとの回答（「8割以上の科目で適切」及び「6～8割未満の科目で適切」）が89.6%で、授業の成績評価についてもおおむね適切であったとの回答が86.4%となっている。レポートの剽窃については、すべての学部・学群の履修ガイドで盗用（剽窃）となる行為を挙げて注意喚起をし、加えて必修授業でも指導を行っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学則第44条に、所定の期間在学し、学部ごとに定められた授業科目及び単位数を修得した者に卒業を認定すると明示されている。卒業に必要な単位数は、外国語学部、経済学部、文学部、法学部、地域創生学群では124単位、国際環境工学部では130単位である。これらの卒業要件は、履修ガイドや入学時のオリエンテーション等を通じて学生に周知を図っている。国際環境工学部では、学部規程第22条において、単位要件に加えて累積GPAが1.5以上であることを卒業要件として定めている。

卒業認定は、学務システムで一元管理された学生の成績情報の蓄積データを基に、各学部等の教授会において、定められた基準に照らして審議されており、学長が最終的に卒業認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

各研究科の教育課程の編成・実施方針は、専攻ごとに定めている。学士課程同様、平成23年度から学長を委員長とする大学院教育改善委員会を設置し、教育目的、学位授与方針及び入学受入方針の見直し・策定を行うとともに、各研究科等の教育課程の編成・実施方針を新たに策定し、3つの方針の一体性を確保している。教育課程の編成・実施方針は、各研究科の履修ガイドに明記するとともに、ウェブサイトでも公表している。

また、これら3つの方針を実質化するため、併せて教育課程の見直しを進め、平成25～27年度にかけて順次、新教育課程を開始している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

法学研究科では、研究者コースと専修コースの2つの履修コース制を導入し、また、各コースには、各自が希望する専門分野に応じて、法律学系と政策科学系を設置している。教育課程は、専攻共通科目、法律学系科目、政策科学系科目に分類され、さらに、法律学系科目及び政策科学系科目は専門基礎科目、専門科目、特別研究科目及び特定課題研究科目に分類されており、履修コースと系の性質に応じて、体系的に編成されている。

社会システム研究科（博士前期課程）の教育課程は、専攻共通科目、専門基礎科目、専門科目、特別研究科目の4つの科目区分で構成されている。同研究科（博士後期課程）では、専攻に地域社会領域、思想文化領域、東アジア社会圏領域と国際開発政策コースをおき、教育課程は研究科目と特別研究で構成されている。

国際環境工学研究科では、3つの専攻に7つのコース、14の研究領域を置き、多岐にわたる工学の諸分野を国際環境工学の視点で関連付けた教育課程により、社会が求める学際的問題解決について、高度な技術や研究の面から取り組むようにしている。博士前期課程の教育課程は、共通科目、基礎科目、専門科目、特別研究科目の科目群で構成され、博士後期課程の教育課程は、専門科目と特別研究科目で構成されている。

マネジメント研究科（専門職学位課程）の教育課程は、ベーシック科目（基礎科目）、アドバンスト科目（基本科目）、エグゼクティブ科目（専門・応用科目）、プロジェクト研究科目（実践科目）の4つの科目区分で構成されている。ベーシック科目で理論教育を重視し、アドバンスト科目、エグゼクティブ科目と段階的に進むに従って実務教育に重点を置いた体系となっている。また、プロジェクト研究科目を1、2年次に配置し、いずれも実践科目として位置付け、学生の実務経験の中から課題を設定し、問題解決を図る能力を養成している。

また、すべての専攻の教育課程について、授業科目と学位授与方針で身に付けることを求めた能力との関連性を示したカリキュラム・マップが作成されている。

なお、修士課程及び博士前期課程では、3研究科において計10種類の専攻分野の修士の学位（法学、経済学、人間関係学、英米言語文化、中国言語文化、比較文化、国際学、工学、学術、環境マネジメント）を授与している。博士後期課程では、2研究科において計2種類の専攻分野の博士の学位（学術、工学）を授与している。専門職学位課程では経営学修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科においては、他の専攻や研究科、他大学の大学院の授業科目の履修や単位認定、入学前の既修得単位の認定、インターンシップによる単位認定、早期修了制度等、学生の多様なニーズに配慮している。

法学研究科では、弁護士等の実務家を非常勤講師として招くなどして、学術と実務の連携を踏まえつつ、新たな学術の動向にも注意を払っている。また、社会人に配慮した昼夜開講による授業、法学研究科入学前の早期履修制度による既修得単位の認定や早期修了制度の導入等も行っている。

社会システム研究科（博士前期課程）では、平成 26 年度に教育課程の再編を行い、コースワークや履修アドバイザー制度を導入し、多様な学問分野から専門分野に導く教育体制を整えている。同研究科（博士後期課程）では、リサーチワークに重心を移すとともに、従来の 3 研究領域に加え、アジア成長研究所との連携協定に基づき、アジア地域の国際開発・地方行政の分野における研究と政策策定を行うことのできる人材を主に英語による一貫した教育体制で行う国際開発政策コースを開設している。

国際環境工学研究科では、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の採択を受け、九州工業大学や早稲田大学、民間企業や研究機関と連携した「北九州学術研究都市連携大学院カーエレクトロニクスコース」を平成 21 年度から開設している。また、平成 24 年度には同省の「大学間連携共同教育推進事業」の採択を受け、「連携大学院インテリジェントカー・ロボティクスコース」（平成 25 年度～）を開設しており、カーエレクトロニクスコースのノウハウを活用し、自動車・ロボットの高度化知能化という領域で 3 大学の得意分野を結集しながら、新たな教育体系を構築している。さらに、平成 24 年度からは九州歯科大学、九州工業大学、産業医科大学と連携した「大学間連携共同教育推進事業」として「地域連携によるものづくり継承支援人材育成共同プロジェクト」を展開し、「ものづくり人材育成のための医歯工連携教育プログラム」を開設している。それぞれのコースやプログラムの修了生には修了証明書を交付している。平成 26 年度の修了生数は「北九州学術研究都市連携大学院カーエレクトロニクスコース」では 7 人、「連携大学院インテリジェントカー・ロボティクスコース」では 9 人、「ものづくり人材育成のための医歯工連携教育プログラム」では 21 人である。

マネジメント研究科では、ビジネス分野とパブリック分野の両分野にわたるマネジメント教育を行っており、様々な職歴、学歴を持つ学生の多様なニーズに対応できるよう科目を配置している。多くの授業において理論研究と事例研究の組合せによる理論と実務の統合的学習を心がけており、企業やそのほかの組織のマネジメントに必要な専門知識、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させるために、履修ガイドの中で修了後の進路に応じた 8 つの履修モデルを作成し、指導している。特にビジネス分野については地域特性を踏まえた中華ビジネスを特色に掲げ、海外視察研修プログラム等の活動を推進している。また、様々なバックグラウンドを有する社会人学生の多様なニーズに対応すべく、各分野から豊富な実務経験を持つ実務家教員や第一線で活躍する特任教員を採用し、マネジメント能力育成のための実務教育を実施している。さらに、マネジメント研究科の学生・教員間で行うオフサイト・ミーティングや修了生等の同窓会組織である K2BS マネジメント研究会との定期的な意見交換、修了生アンケート等で出された意見を参考に、教育課程の体系の改善等を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科では、講義、演習、実習等を組み合わせて授業科目を配置しており、研究科全体で全授業科目に対する演習、実験・実習科目の割合は 23.1%となっている。法学研究科と社会システム研究科では授業形態は講義と演習からなる。特定課題の研究については複数の教員が指導に当たり、学位論文の質とプレゼンテーション能力の向上を図っている。国際環境工学研究科（博士前期課程）では、演習科目に加え実

験・実習科目が設定されており、共通科目として開講する「学外特別研修（インターンシップ）」の導入により、企業や学外研究機関等において実習・研修・研究を行い、学問と実務の融合を目指している。

また、各研究科には、専攻・コース制が数多く設定されており、多くの授業は少人数形式で実施されるため、結果的に対話・討論型の授業が展開されている。研究指導や論文指導では、研究指導教員を中心に、学生との対話等を通じて、学生の問題・関心等を把握しながら実施している。

マネジメント研究科（専門職学位課程）は、実践教育を充実させるため、それぞれの授業内容に応じて多様な教育方法や授業形態を採用している。講義の中では事例研究を踏まえた指導や討論による双方向・多方向の授業が広く行われ、ケーススタディや現地調査等のフィールド・スタディ、さらにはゲストスピーカー制度を利用した営利組織、非営利組織の最前線で活躍するリーダーの招へい等の実務教育も授業の中に多く取り入れられている。海外の企業やビジネススクールの訪問等フィールド・スタディ的要素を取り入れたグローバル化対応の海外研修プログラムも実施されている。また、演習形式で徹底した討議を通じて「気づき、考え、提案・実践する」というプロセスを遂行し、実践的課題解決能力を育成する。「グループ・ディスカッションⅠ・Ⅱ」は、ディベートのスキルを育成するとともにコミュニケーション能力の基礎力を養成するため、1年次の必修科目としている。「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」は、2年間にわたる学習の最終的な成果物（研究レポート又は論文）を完成させる演習科目であるため、2年次に必修科目としている。

平成26年度の学生アンケートの結果によると、「一方向ではなく双方向の教育が行われていますか」の問いに対し、「十分行われている」又は「ある程度行われている」との回答率が89.2%と高くなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、大学院設置基準に定める1年間の授業期間の35週が確保され、各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行っている。各研究科規程において、毎週1時間15週の講義又は演習をもって1単位（実験・実習は30時間をもって1単位）とすることを規定している。学生に対しては、入学時のオリエンテーションや各授業等を通じて、単位には予習・復習等の自主学習時間が含まれることを伝えている。

マネジメント研究科（専門職学位課程）では、年間に申し得る単位の上限は、集中講義の授業科目を除き、34単位としている。また、社会システム研究科（博士前期課程）は特別研究を除き30単位、社会システム研究科（博士後期課程）は特別研究を除き12単位の履修登録単位数の上限が定められている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバス作成ガイドラインに基づき、各研究科の授業科目のシラバスには授業名、担当教員名、到達目標、授業の概要、教科書・参考書、授業計画・内容、成績評価の方法、履修上の注意、担当者からのメッセージ、キーワード等を記載している。特に授業で得られる「学位授与方針における能力（学生が修了時に身に付ける能力）」と到達目標を明確に記載することとしており、記載内容が不十分なものは、部局長等が責任者となり、シラバスの修正を指示することとしている。例として、複数回の授業に渡って同じ授業内容が記載されている場合に、各回の具体的な授業内容を示すキーワードを付記するようにしたことが挙げられる。

すべてのシラバスは、授業選択や予習・復習に活用できるようウェブサイト上のシラバスシステムで閲覧できるようになっている。平成 26 年度の学生アンケートの結果によると、シラバスの利用について「よく利用している」又は「ある程度利用している」の回答率が 69.0%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法学研究科、社会システム研究科及びマネジメント研究科では、社会人のニーズに対応するため、平日・土曜日昼夜開講制で授業を行い、必修科目を含む修了に必要な授業科目を夜間時間帯等に配置している。

社会システム研究科（博士後期課程）では事前に時間割を作成せず、学生と教員が相談して開講日時を定めることになっている。その結果、正規授業期間に加え、春期、夏期、冬期の休業中における授業、研究指導、電子メールによる指導も行っている。

マネジメント研究科では、主に社会人を対象としているため、平日夜間は学生の利便性を考慮して、小倉サテライトキャンパスで授業を行っており、授業時間帯は仕事を終えてからの通学が可能となるよう北方キャンパスの時間帯より 30 分遅い時間割で実施している。ただし、個別対面指導を要する必修の演習系科目（グループ・ディスカッション、プロジェクト研究）は土曜日、北方キャンパスで開講している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科規程において、研究指導・学位論文に係る指導体制に関する規定を整備しており、各研究科履修ガイドにも研究指導の概要等を掲載し、学生に周知するよう努めている。研究指導や論文指導に当たっては、研究指導教員を中心に、履修計画や研究計画等を立てた上で、履修指導、研究テーマの決定、中間発表、論文作成等の必要な専門的助言を行っている。

法学研究科では、研究者コースでは研究指導教員が履修指導、研究指導を行い、専修コースでは代表指導教員と副指導教員による集団研究指導を行っている。また、学位論文の質とプレゼンテーション能力の向上を図るため、論文の中間発表会を設定し、多様な場面で議論を行う機会も提供している。

社会システム研究科（博士前期課程）では、入学後速やかに履修アドバイザーを定め、その指導の下に、1 年次 2 学期開始までに研究指導教員を定める。研究指導教員は、学生の特性や目的に応じた学習指導・研究指導に取り組み、2 年次前半には修士論文の中間発表を行い、2 年次末の修士論文の完成、修了までを指導している。博士後期課程では、入学後速やかに研究指導教員及び副研究指導教員を定め、その指導の下に、履修計画書を作成し、個別指導を実施し、1 年次では研究計画概要の提出、2 年次では研究報告会、予備論文の提出と審査等、節目ごとに教員チームによる評価を行っている。

国際環境工学研究科（博士前期課程）では、履修コースの決定後、コースの教員が学生と面接の上、研究指導教員を決定する。研究指導教員は学生と協議を行い、科目履修及び学位請求論文（修士論文）のテーマ選定、中間発表から最終論文の作成、論文発表までを個別に指導する。研究指導に加え、関連学会やシンポジウムへの参加、学術雑誌への論文投稿等の指導を行う。博士後期課程では、研究指導教員は学生と協議の上、科目履修、研究テーマの設定、研究計画の作成、研究方法の指導を行い、研究課題設定後は、それに対する問題解決能力や社会的要素を含む技術的課題にも対応できるための学修指導を行っている。

平成 26 年度の学生アンケートの結果によると、研究指導体制に対する満足度について、「満足」又は「やや満足」の回答は 84.7%で、論文・研究指導教員の教育姿勢についての、熱意が「大いに感じられる」又は「ある程度感じられる」の回答は 96.7%で、いずれも高くなっている。

当該大学院学生への研究倫理教育については、日々の学生への指導の中で行っているほか、CITI Japan e-learning プログラムの受講を義務付けており、「責任ある研究行為：基盤編基本コース（6 単元）」の知識修得のための受講指導等を行っている。

なお、CITI JAPAN e-learning プログラムの平成 27 年度受講の状況は、大学院全体で対象者数 476 人、受講者数 398 人（受講率 84%）となっている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程における学位授与方針は、各研究科の専攻ごとに、それぞれの教育の目的及び授与される学位を踏まえ、学生に身に付けさせる能力を「知識・理解」「技能」「態度」の 3 つ（国際環境工学研究科は「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の 4 つ）に区分し、具体的に定めている。

例えば、社会システム研究科（博士前期課程）現代経済専攻における学位授与方針については、以下のようになっている。

■ 知識・理解

- ☐ 経済・経営に関する高度な知識を修得し、専門職業人及び研究者として、複雑化しグローバル化する経済社会を解明できるようになる。

■ 技能

- ☐ 経済・経営の専門家として、必要な情報を収集し適切に分析できるようになる。

■ 態度

- ☐ 高度な専門知識を生かして、経済・経営の抱える課題を主体的に解決できるようになる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則及び各研究科規程において成績評価基準を明確に定めており、履修ガイド及び入学時のガイダンス等で学生に周知を図っている。

成績評価は 100 点満点で、60 点以上が合格、それ未満が不合格とされる。学生の成績原簿には、学部と同様に、評価点に応じ秀、優、良、可、不可の 5 つを成績標語として記載し、所定の単位を付与している。また、科目ごとの成績評価の方法（評価項目とその割合）は、シラバス等で明示しており、科目担当教員にはシラバス作成ガイドラインを示すなどして、基準の順守を指導している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

すべての研究科のシラバスにおいて、授業到達目標、授業計画、成績評価方法を明示している。また、成績評価の正確さを期すために、学部と同様に成績調査制度を設け、実施している。

平成 26 年度の学生アンケートの結果によると、授業の成績評価基準はおおむね適切に示されているとの回答（「8割以上の科目で適切」及び「6～8割未満の科目で適切」）が 89.7%で、授業の成績評価についてもおおむね適切であったとの回答が 91.1%となっている。レポートの剽窃については、国際環境工学研究科では履修ガイドで盗用（剽窃）となる行為を挙げて注意喚起している。加えて授業でも指導を行っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

法学研究科、社会システム研究科及び国際環境工学研究科では、平成 23～24 年度に行った学位授与方針の策定と併せて、学位認定基準（修了要件等）及び学位論文に係る評価基準を定め、履修ガイドに明記し、学生に周知を図っている。また、学位論文の審査体制等は大学院学則、学位規程等に規定しており、学位論文の審査及び最終試験は研究科委員会において設置した審査委員会が行い、その合否は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審議し、研究科長が決定する。論文の審査は複数名で実施しており、また、論文審査委員や論文題目、論文要旨等をウェブサイトで公表することで審査の透明性及客観性の確保に努めている。

法学研究科においては、学位論文（特別課題研究の成果を含む。）の評価は、法学研究科委員会で学位論文の原本が回覧され、審査委員会による審査報告が全出席者のチェックを経た上で審議される方式がとられている。

社会システム研究科（博士前期課程）では、学生は2年次1学期に中間発表会を行い、その結果が特別研究の成績として評価される。博士後期課程では、各領域の学位授与方針の下、主指導・副指導教員によって個別指導が行われ、1年次で研究計画書を提出、2年次では研究発表会での発表、予備論文の提出を行っている。学位請求論文審査・試験では外部審査委員を入れた委員会を設置して、評価を行っている。

国際環境工学研究科の論文審査においては、明文化された審査基準に従って、論文審査担当専任教員複数名が修了成果物の審査（書面審査及び口頭諮問）を行っている。

マネジメント研究科（専門職学位課程）では、修了要件（学位認定基準）を研究科規程で定め、履修ガイドに明記し、学生に周知を図っている。また、修了要件の1つであるプロジェクト研究報告書（研究レポート又は論文）の審査基準や審査体制も履修ガイドに明記している。

各研究科の課程の修了は、研究科委員会の議を経て、学長が認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「いのちと自然」「きずなと社会」「くらしと環境」を3つの柱とし、これらの総合的な学習を通して、持続可能な社会づくりに貢献する人材の養成を図る副専攻プログラムである環境E S Dプログラムは、北九州市の環境施策等との連携を図る特徴的な取組である。
- 「地域の再生と創造」を担う人材の養成を目的とした地域創生学群は、地域の人々と一緒に農業という視点から地域活性化を目指すプロジェクトや商店街の人々とイベント等を企画・実施するプロジェクト等を教育課程に組み込み、社会からのニーズに貢献している。
- シラバスに、学位授与方針の「学生が卒業時に身につける能力」のうちのいずれを伸ばすものであるかについて明示している。また、シラバスの記載をチェックする体制を作り上げ分かりやすいシラバスを提供している。
- 「Kitakyushu Global Pioneers（北九州グローバルパイオニア）」は、平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択されており、副専攻プログラムであるGlobal Education Programを中心とし、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を推進している。
- 平成20年度に文部科学省教育GPに採択された「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開」（平成20～22年度）の取組成果を引き継いだ国際環境工学部の環境問題への取組は、平成25年度から開始した新しい教育課程の中にも組み込まれ、1年次の「環境問題事例研究」による問題意識の涵養から、専門課程における最先端の研究への参画まで、様々な学生のニーズに応える特徴的な取組となっている。
- 平成24年度に文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に採択された取組「まちなかE S Dセンターを核とした実践的人材育成」では、北九州市内10大学が連携して実践的な人材養成を行い、単位認定している。
- 国際環境工学研究科では、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」や「大学間連携共同教育推進事業」を活用して、他大学院との「北九州学術研究都市連携大学院カーエレクトロニクスコース」や「連携大学院インテリジェントカー・ロボティクスコース」の開設等、学術の発展動向や社会からの要請に依っている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成27年度に文部科学省COC+に採択され、地域社会が求める人材を育成する教育プログラムの構築及び実践、地域志向科目群の新設等を通して事業期間の5年間で北九州市と下関市からなる関門地域の地元就職率向上を目指している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における過去5年間（平成22～26年度）の単位修得率は、毎年度、全学部平均で80%を超えており、大学院課程においては同じく90%を超えている。

進級制度（2年次から3年次への進級について、学部規程で定める基準を満たしている学生を進級させる制度）は、地域創生学群を除くすべての学部で導入しており、過去5年間の進級率の状況を見ると、おおむね90%の学生が入学後2年で3年次へと進級している。

学士課程の過去5年間（平成22～26年度）（地域創生学群のみ過去3年間（平成24～26年度））の標準修業年限内卒業率の平均は、外国語学部64%、経済学部82%、文学部85%、法学部81%、地域創生学群84%、国際環境工学部90%となっている。外国語学部において卒業率が低くなっているのは、留学を理由とする休学者が多いことに起因している（平成26年度の場合、留年者の約70%が留学による休学）。平成20年度から、休学せずに留学し、海外大学で取得した単位を当該大学の単位として認定することで4年間での卒業が可能な制度を新たに開始したことにより、平成22、23年度と改善したものの、留学先の多様化等の事情により、平成24年度61.9%、平成25年度は57.0%、平成26年度は65.9%となっている。一方、過去5年間（平成22～26年度）の「標準修業年限×1.5」年内卒業率の平均は、すべての学部・学群で95%を超えている。

大学院課程の過去5年間（平成22～26年度）の標準修業年限内修了率の平均は、法学研究科61%、社会システム研究科（博士前期課程）79%、同研究科（博士後期課程）33%、マネジメント研究科（専門職学位課程）84%、国際環境研究科博士（前期課程）94%、同研究科（博士後期課程）77%となっているが、学生数の少ない研究科では、年度によりかなりのばらつきが見られる。一方、「標準修業年限×1.5」年内修了率の平均は、法学研究科81%、社会システム研究科（博士後期課程）72%で、これ以外の研究科・課程では90%を超えている。

資格取得については、各学部等において、それぞれの教育内容を活かして各種資格の取得が行われている。このうち、教職課程は外国語学部、経済学部（平成26年度入学生より廃止）、文学部、法学部、法学研究科及び社会システム研究科に設けており、毎年度60～100人程度の学生が教育職員免許状を取得している。

各学部等では、卒業論文、卒業研究あるいは卒業実践報告等の科目を学士課程教育の集大成として必修化しており、経済学部における優秀論文の公開、文学部における優秀な論文の作成者の表彰等、その水準を維持する取組が行われている。また、学生の研究論文等が評価され、様々な表彰を受賞している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

毎学期に全学で実施している学生による授業評価アンケート（5段階評価）の結果では、15項目の平均値は3.28～4.59（平成26年度）ですべての項目で「3. 標準」を超え、全平均も4.05と高くなっている。また、調査結果を時系列でみると、平成20～25年度まで全体的に評価が向上している。平成26年度はアンケート内容を変更したため単純に比較はできないが、「シラバスに記載されている、授業で得られる力を修得できたと思いますか。」という設問に最高評価5、最低評価1の5段階で回答を求めた際、回答平均4.22と高い値を得ている。

平成26年度に実施した学生アンケートによると、受講した授業内容のうち「ほとんど理解できている」「ある程度の授業は理解できている」（6割以上の理解度）の回答者は60.1%であるのに対し、「あまり理解できない」「ほとんど理解できない」（4割以下の理解度）の回答者は8.3%と少なくなっている。また、授業に対する満足度は61.7%の学生が「満足」又は「やや満足」と回答している。単位の取得状況についても、69.6%の学生が受けた授業の8割以上の科目を取得したと回答している。

大学院課程においては受講した授業内容のうち6割以上の理解度であるとの回答者が76.7%であるのに対し、4割以下の理解度であるとの回答者が2.3%となっている。また、授業全般及び研究指導体制に対する満足度も約8割の学生が「満足」又は「やや満足」と回答している。

卒業時に実施する卒業生アンケートでは、平成25年度から学位授与方針に示す能力の修得度に関する質問項目を設けて、各能力について4段階（「修得した（4）」「ほぼ修得した（3）」「あまり修得できていない（2）」「修得できていない（1）」）で回答を求めている。平成25年度の調査結果によると、学部等間・能力間で若干のばらつきはあるものの、全体平均（能力別平均の平均）はすべての学部・学群で2.8以上（2.84～2.99）とおおむね良好な修得率を示している。大学院課程の修了生アンケートでも、各研究科が設定した能力（3～9項目）について同様な調査を行っており、全体平均は4研究科すべてで3.0以上（3.00～3.26）と良好な修得率を示している。

平成26年度には学部2年次、4年次、大学院課程2年次の学生を対象に学習成果に関する学生アンケートを実施しており、学位授与方針に示す能力の到達度について4段階（「現段階で自分が思う十分なレベルに達していると感じるか」）について「超えている（4）」「達している（3）」「もう少し（2）」「達していない（1）」で回答を求めた調査結果によると、学部4年次（全学部平均2.24）では2年次（全学部平均1.86）と比べ高くなっている。

さらに、入試や授業成績、取得資格、就職等学生に関する情報を一元化し、項目ごとの相関関係の分析等を行う教育情報システムKEI SYS（Kitakyu-dai Educational Information System）を試行運用し、学習成果を検証する取組を進めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年度卒業生の進学率と就職率は、外国語学部で0.7%と83.4%、経済学部で0.3%と85.8%、文学部で0.9%と77.1%、法学部で2.0%と69.6%、地域創生学群で2.5%と92.6%、国際環境工学部で50.0%と46.9%、学士課程全体で10.3%と74.0%となっている。学士課程全体での過去5年間（平成22～26年度）の進学率は10.1～12.0%（理工系の国際環境工学部では44.4～54.1%）、就職率は64.1～74.0%となっており、毎年75～85%が進学又は就職をしている。

また、就職希望者に対する就職率は、学士課程全体で平成 26 年度は 98.0%、過去 5 年間（平成 22～26 年度）では 91.4～98.0%となっており、特に直近 3 年間（平成 24～26 年度）では毎年 95%を超えている。また、平成 21 年度に開設した地域創生学群は、卒業生を輩出した平成 24 年度から 3 年連続で就職率 100%となっている。

修了生の進学率（前期課程修了生のみ）は平成 26 年度で 3.6%、過去 5 年間で 3.6～13.4%、就職率は平成 26 年度で 67.9%、過去 5 年間で 64.5～76.3%となっており、毎年 7～8 割が進学又は就職をしている。また、就職希望者に対する就職率は、大学院課程全体で平成 26 年度は 97.4%、過去 5 年間では 90.1～97.5%と毎年 90%を超えている。

卒業生の就職状況を産業別に分析すると、経済学部では商業や金融業、法学部では公務員、国際環境工学部では建設業や製造業の比率が高いなど、学部ごとに養成を目指す人材像に対応した特色がみられる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 26 年度に、卒業後 3～5 年の卒業生を対象として行ったアンケートでは、学位授与方針に定める学生が身に付けるべき能力について、現在の仕事等での必要性和卒業時での修得度とを、4 段階（「必要である／身につけている（4）」「やや必要／ほぼ身につけている（3）」「あまり必要でない／あまり身につけていない（2）」「必要でない／身につけていない（1）」）で尋ねている。この結果によると、各能力別の平均では卒業時の修得度は 3 能力で 3.0 以上、7 能力で 2.5～2.99、4 能力で 2.49 以下となっている。調査した能力のうち、「課題発見・分析・解決力」及び「プレゼン力」の 2 項目については、現在の必要性（回答平均 3.53 及び 3.44）に比べて卒業時の力（回答平均 2.57 及び 2.54）が低い。しかし、それ以外の能力については、両者の回答の平均値に大きな違いはなく、卒業生もおおむね卒業時の学習成果に肯定的な評価を下している。

その一方で、平成 26 年度に卒業生の就職先の企業に行ったアンケートでは、上記の卒業生調査と同様に学位授与方針に定める学生が身に付けるべき能力について、現在の仕事における必要度と卒業生の修得度を 4 段階で尋ねている。この結果によると、各能力別の平均では当該大学卒業生の修得度は 14 項目中 11 項目の能力で 3.0 を上回っており、卒業生の修得度が企業の希望する必要度を 7 能力で上回っている。

これらの 2 つのアンケートから、学位授与方針の定める能力について、卒業生の修得度、卒業生自身の自己評価及び就職企業の評価はおおむね良好であるといえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 21 年度に開設した地域創生学群は、卒業生を輩出した平成 24 年度から 3 年連続で就職率が 100%となっている。
- 学位授与方針に示される学生が身に付けるべき能力について、卒業時の到達度の調査や卒業生の就職先のアンケートによる修得率の評価等を通して、学習成果の把握に努めている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、北方キャンパス、ひびきのキャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は北方キャンパスが113,724 m²、ひびきのキャンパスが155,578 m²である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計85,907 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

北方キャンパスには、本館、1～4号館内に、学長室、教員研究室、教室等（講義室、演習室、実験実習室、情報処理教室、語学学習室）、会議室、事務室等のほか、学生支援の拠点となる学生プラザや学生が自習や交流活動等を行う学生交流スペース（平成23年4月開設）等の施設を備えており、講義や演習、自主学習、研究等で活用している。そのほかにも図書館や学生自習室、厚生会館（大学生協が運営する食堂）、サークル会館、体育館、武道館、弓道場が整備され、周辺に第1グラウンド（野球、テニス）、第2グラウンド（陸上、サッカー、ラグビー）があり、教育活動及び課外活動に使用されている。

ひびきのキャンパスは、北九州学術研究都市内に位置しており、教育研究施設として、会議室、事務室、教員研究室、教室等（講義室、演習室、実験実習室、ゼミ室、研究室、PC演習室、語学学習室、CAD製図室、VLSI設計室）のほか、教育研究用の高度な実験・計測機器等を備えた計測分析センター、加工センター及び特殊実験棟（建築系・機械系）、学生のサークル活動に使用するサークル棟や留学生用宿舎である留学生会館等の施設を備えており、講義や演習、自主学習、研究等で活用されている。また、体育館、運動場・テニスコート、図書館・学術情報センター、学生食堂等の施設は、北九州産業学術推進機構が管理・運営し、学研都市内にある九州工業大学、早稲田大学等と共同で利用し、国公私立大学が連携する特色ある運営を行っている。

また、社会人学生が大半を占めるマネジメント研究科（専門職学位課程）が、月曜日から金曜日までの夜間に活用する小倉サテライトキャンパス（265 m²、78人収容可能）は、平成25年10月にJR小倉駅より徒歩10分の距離にあったものを、JR小倉駅ビル内に移転し、これまでの経験を活かした学習環境の充実を実現するとともに、学生の通学時の利便性・安全性の確保を行っている。

北方キャンパス本館及びひびきのキャンパスの各施設については、エレベーターやスロープ等建設時点から配慮がなされ、北方キャンパスの本館以外の建物についても、利用者ニーズを踏まえ、出入口のスロープ設置や段差解消工事を施すなど、バリアフリー化を推進している。

耐震化について、北方キャンパスにおいては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による特定建築物のうち、耐震補強を要する建物について、順次補強工事を実施している。特定建築物の耐震化率は平成26年度末で80%であったが、平成27年度に4号館の耐震補強工事を終了し、100%となった。

ひびきのキャンパスの建物は、いずれも平成 13 年 4 月建築であり、新耐震設計による建築物のため、特定建築物に該当しない。

北方キャンパスでは、防災センターを設置し、防災センター職員（委託事業者）による施設・設備の日常点検や保守点検を実施している。警備については、正門への守衛の配置、警備員による学内定期巡視、防犯カメラ（14 台）の設置等、常時キャンパス内の安全・防犯面に配慮している。

ひびきのキャンパスでは、学研都市内にある環境エネルギーセンターで、環境エネルギーセンター職員（委託事業者）による施設・設備の日常点検や保守点検を実施している。警備については、警備員が本館玄関に常駐し、来学者への対応、学内の定期巡視を行っている。また、防犯カメラ（10 台）も設置しており、常時キャンパス内の防犯・保全に配慮している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

北方キャンパス及びひびきのキャンパスでは基幹通信網としてギガビット Ethernet が整備され、各キャンパス間及びキャンパス外へは光回線により接続しており、教職員の教育研究活動、学生の自主学習等を行うのに必要な ICT 環境を提供している。

また、両キャンパスともに、学生が利用できる情報端末（パソコン）を教室や図書館、学生用自習室、学生ホール等利用しやすい場所に設置するとともに、学生が多く集まる場所には無線 LAN 用ルータや情報コンセントを設置し、インターネットに接続しやすい環境を整備している。教室や自習室等に設置されている学生用パソコン台数は、北方キャンパスで 599 台、ひびきのキャンパスで 640 台（大学本館 398 台、学術情報センター 242 台）、小倉サテライトキャンパスで 5 台となっている。ひびきのキャンパスでは、北九州学術研究都市センターサービス規程に基づき、北九州産業学術推進機構が北九州学術研究都市に入居している組織に提供している情報通信系サービス（電話、キャンパスネットワーク、キャンパスカード等）及び情報通信系以外のサービス（図書室、施設利用）を利用している。

このほかにも、インターネットを活用した英語学習システムを整備し、24 時間自習できる環境を提供しており、ひびきのキャンパスでは、教職員学生間のコミュニケーションを促進するため Moodle を提供している。これらのサービスに加え、電子メール、履修登録等のサービスが 1 つのアカウントで利用できる統合認証システムを導入している。

大学の ICT 環境の整備・検討は、従前の学術情報総合センターを全学的な組織として発展させ、平成 24 年 1 月に設置した情報総合センターを中心に、プロジェクト方式により情報基盤の整備・維持管理等を推進している。

また、情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーを策定し、情報システム運用基本方針や個人情報の取扱いについて定め、徹底を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

北方キャンパス及びひびきのキャンパスの図書館の延床面積は、それぞれ 4,685 m²、3,035 m²である。ひびきのキャンパスの図書館は、北九州産業学術推進機構が管理・運営する学術情報センター内に設置さ

れている。図書館の蔵書状況は、北方キャンパスでは図書 568,822 冊、学術雑誌 7,532 種、電子ジャーナル 21 種、視聴覚資料 17,206 点、ひびきのキャンパスでは図書 88,901 冊、学術雑誌 987 種、電子ジャーナル 4 種、視聴覚資料 1,462 点である。図書資料は、各学部等の図書委員を通じて各部局や学生の要望を踏まえ、系統的に収集、整備している。

前回の認証評価で「既に飽和状態に近く、整備拡充が必要」との指摘を受けた北方キャンパスの図書館は、既存図書館（4,685 m²）横に図書館新館（3,844 m²）を整備中であり、面積 1.8 倍の新しい図書館として平成 28 年 4 月に供用開始する予定である。新図書館では蔵書収容能力を 1.3 倍（72 万冊）に増やすとともに、学生の自主的・共同的な学習の場（ラーニング・コモンズ）を整備するなど、学習支援・滞在型の図書館機能を設けることとしている。

図書館の開館日・開館時間は、北方キャンパスでは平日・土曜日は 9 時 15 分から 21 時 30 分、日曜日は 10 時から 18 時、ひびきのキャンパスでは平日は 8 時から 24 時、土曜・日曜日は 9 時から 20 時となっており、平成 26 年度に全学的に実施した学生アンケートによると 71.5% の学生が「現状のままでよい」と回答している。

図書館の利用状況は、北方キャンパスでは、館外貸出は 22,250 人で 47,267 冊、電子ジャーナルのダウンロード数 95,055 件、ひびきのキャンパスでは、館外貸出は 7,906 人で 17,240 冊、電子ジャーナルのダウンロード数 25,477 件等となっており、学生・教職員等に有効に活用されている。平成 26 年度に実施した学生アンケートによると、64.5% の学生が「満足」又は「やや満足」と回答している。

北方キャンパスの図書館では、図書館スタッフが新入生を対象に「情報検索（入門編）講習」等を毎年実施するほか、平成 25 年度から「論文作成のための情報検索講座」等を実施している。

また、ひびきのキャンパスでは、新入生オリエンテーション時に利用ガイダンスが実施されるほか、その他利用者に対して、定期的に図書室の利用方法やガイダンスを実施するなど、積極的に活用させるための研修等を実施している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

北方キャンパスにおいては、図書館、パソコン自習室、学生ホール（パソコン設置）、CALL 教室、CAI 自習室、学生プラザを整備して、学生の自主的学習のために開放しており、平成 23 年度には学生が自主的学習や休憩、サークル活動等で多目的に利用できる施設として「学生交流スペース」を設置している。また、学部等資料室においても必要な書籍を購入・整備するなど、学生の自主的学習のための環境を整備している。さらに、平成 28 年 4 月供用開始予定の新図書館にはラーニング・コモンズを設け、学生の自主的学習環境がより充実する予定である。

ひびきのキャンパスにおいては、学術情報センターが学生の自主的学習のために開放され、図書館機能に加え、パソコン自習室、CAI 自習室が確保されている。加えて、学科ごとに自習室等を整備し、ひびきのキャンパスの自習室 16 室中 9 室は 24 時間利用可能となっている。自習室数及び自習に使用できるパソコン数は、北方キャンパスでは 32 室、179 台、ひびきのキャンパスでは 16 室、658 台となっている。

大学院学生に対しては、希望者に自習室が個別に割り当てられ、パソコン等の利用環境が整備されている。

平成 26 年度の学生アンケートの結果によると、学部でのパソコン自習室の利用状況は「ほぼ毎日利用」16.7%、「週に 3～4 日利用」が 37.8%、「週に 1～2 日利用」が 25.9%で、パソコン自習室の満足度は「満

足」又は「どちらかといえば満足」が 61.8%となっている。また、大学院での自習室の利用状況は、「ほぼ毎日利用」72.2%、「週に3～4日利用」が12.8%、「週に1～2日利用」が4.9%で、週3日以上利用している学生は85.0%と利用率が高くなっている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、入学生オリエンテーションを開催し、学生生活全般に関する説明や副専攻制度等の説明を行うとともに、学部等ごとに履修ガイド等を用いて教育課程や卒業要件等の説明を行っている。加えて、北方キャンパスでは、学科等ごとに新入生と教員の交流会等を設けており、ひびきのキャンパスにおいても教員と新入生が宿泊研修を行うなど、交流や相談ができる機会を設けている。

在学生に対しては、年次ごとにゼミの選択等、必要なガイダンスを実施し、個別相談できる機会も設けている。

大学院においても、入学時にオリエンテーションを実施し、指導教員等の下で科目履修や専門分野の選択等に関する相談に応じる体制をとっている。

学生アンケート（平成26年度）の結果によると、学部では「自分の所属する学科の教育課程について、入学時に十分説明を受けましたか」の質問に対し、「十分に受けた」17.5%、「ある程度受けた」54.9%となっており、肯定的な評価となっている。また、大学院では「あなたの所属する研究科教育課程について、入学時のオリエンテーションで十分説明を受けましたか」の質問に対し、「十分に受けた」40.7%、「ある程度受けた」46.9%となっており、合計87.6%と高い評価となっている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握、学習相談、助言、支援は、学務第一課及び学務第二課の窓口での対応、学部・学科単位で設けている担任あるいはゼミ担当指導教員による面談、学生相談室・学生サポート委員による面談、学生組織（学友会、自治会等）との意見交換・交渉等を通じて日常的に行っている。また、オフィスアワーを設けたり、電子メールや電話での相談・指導も実施している。

各教員も授業評価アンケートの自由記述を参考としながら授業改善や学習支援を実施している。これらの相談窓口、利用方法については、大学のウェブサイトや学内掲示、学生便覧への掲載、ガイダンス等を通して学生に周知を図っている。

加えて北方キャンパスでは、英語や演習等の一部の必修科目を各学期3週間程度の出席調査期間に3回連続して欠席した学生に対して、学生サポート委員（教員）等が個別面談を実施した上で修学・生活等の助言、指導等を行う制度である早期支援システムを平成19年度より実施し、学生の悩みや問題の早期発見と支援を可能とし、進級留年率の低下という副次的効果も得ている。また、教員と新入生との交流会での個別面談等を通して学生のニーズを把握している。早期支援システムによる平成26年度面談対象者は247人であり、247人中206人が学生サポート委員による面談を受けている。

ひびきのキャンパスでは、宿泊研修、基礎的な科目の補習教育制度、成績不振者への対処制度を通して、学習面における学生のニーズを把握するとともに、把握した内容に対して相談に応じ、助言、支援を行っている。成績不振者への対処制度は、累積GPAの数値を基準とした成績不振の学生を対象に学科長又は

学年担当教員が個別面談し、修学・生活等の支援を行うもので、早期支援システムとしての機能を果たしている。平成 26 年度は退学勧告者 103 人中 89 人、退学勧告危機者 189 人中 170 人に面談を実施している。

大学院では、研究指導教員による指導体制がとられ、大学院学生のニーズが把握され、修学相談や助言が行われているほか、法学研究科では平成 25 年度からアカデミック・アドバイザー制度を、社会システム研究科（博士前期課程）においても、平成 26 年度から履修アドバイザー制度をそれぞれ導入し、ニーズの把握、修学相談、助言、支援を行っている。

こうした取組に対して、平成 26 年度に行った学生アンケートの結果では、オフィスアワー制度については、69.5%の学生が「知っている」と答え、実際に利用した学生は 24.3%となっている。教員に対する質問・相談制度については、88.5%の学生が「知っている」と答え、実際に利用した学生は 35.5%となっている。電子メールや電話での質問・相談制度については、92.4%を超える学生が「知っている」と答え、実際に利用した学生は 39.4%となっている。大学院では、「学内に悩みを相談できる教員はいますか」の質問に、「いる」と答えた学生は 65.3%となっている。これらの結果から、一定の効果が示されている。

留学生については、研究生、特別科目等履修生（短期留学生）を含めて 253 人在籍しており、北方キャンパスにおいては国際教育交流センター、ひびきのキャンパスにおいては留学生支援センターを中心に留学生に対する支援を行っている。

国際教育交流センターでは「日本語・日本事情」等の特別授業科目を開講するとともに、留学生担当教員、センター専任所員、外国人学生チューターが、修学上の相談に応じ、助言し、支援している。センター内に談話室を開設して留学生と日本人学生との交流の場も確保している。特に、ひびきのキャンパスにおいては、学部 1 年次生の留学生全員に対して、3、4 年次生や研究科博士前期課程の学生をチューターとして個別に配置して学習サポート活動を行っている。留学生アンケートによると、チューター制度に 76.5%の留学生が「とても役に立った」又は「ある程度役に立った」と答えるなど、こうした支援に対して高い満足度が示されている。

社会人学生については、地域創生学群及び大学院を中心に 150 人在籍しており、これらの学生に対しては入学時オリエンテーションの夜間時間帯での別途実施、夜間時間帯や土曜日での授業開講と同時間帯履修のみでの卒業保証、長期履修学生制度を導入するなど、仕事と学業の両立に対する配慮がなされている。

障害のある学生として把握しているのは 106 人であり、これらの学生に対しては、従来、個々の状況に応じて学部等が起案した支援内容を、全学の教務部委員会で承認し、関係教員、事務局各課へ周知し、協力を要請するというシステムがあり、移動式机の使用や介助者の同席等通常授業時の配慮に加え、別室での受験やコンピューターを利用した解答作成、試験時間の延長等、定期試験における配慮も行っている。また、平成 25 年 4 月、これまでのサポート活動を検証し、有用かつ全学的な支援体制を整備するため策定した指針「障害学生支援の在り方について」を基に、教職員が有用かつ円滑な支援を行うための手引書「学生サポートナビゲーションブック」も作成して、全学的に障害者差別解消法の制定による支援体制を整えている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の部活動、自治会活動等の課外活動への支援は、学生部委員会、学務第一課・学務第二課の学生係が中心となり、後援会、同窓会、関係機関等と連携しながら行っている。学生団体は、北方キャンパスでは学友会、大学祭実行委員会、応援団・チアリーダー部、学部自治会、体育系サークル31団体、文化系サークル45団体が、ひびきのキャンパスでは、体育系サークル12団体、文化系サークル7団体が活動している。学生団体のニーズは、学生係窓口への相談や意見、要望、各サークルへのアンケート、学友会や学部自治会の要望書等によって把握し、必要な支援を行っている。

学生が課外活動に利用できる施設、体育館、グラウンド（野球場、陸上競技場、テニスコート等）、武道館、弓道場については適宜、整備を行っている。また、教室等の施設も課外活動において利用できるよう貸出を行っている。

学生団体の運営資金や備品貸与等の支援は、後援会の助成制度等を活用したもののほか、大学祭やスポーツフェスタの運営補助を行っている。また、学術研究活動、課外活動、社会活動等で顕著な成績をあげた団体や学生に対する学生表彰制度を設けており、平成26年度には5人の学生が受賞している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズは、学友会、学部自治会等の学生団体代表者等との定期的な意見交換の場、後述する学生プラザ等各種の相談窓口、学生に対するアンケート等で把握に努めている。

北方キャンパスに設置している学生プラザは、学生相談室、カウンセリングルーム、保健室、キャリアセンター、プロジェクトルームからなり、生活、修学、心理、健康、進路等学生が抱える様々な問題、悩みの相談を受け、解決改善に向けた支援を行う場であるとともに、学生が集い自主的な活動を自由に立案企画できる空間でもある。学生相談室には「学生なんでも相談窓口」を設け、学生のあらゆる相談を受け付けており、相談の内容によっては、常駐する臨床心理士の資格を持つ心理カウンセラーがカウンセリングルームで相談に応じている。キャリアセンターでは学生の就職活動支援に加え、専門のキャリアカウンセラーによる就職・進路相談を行っており、隣接するプロジェクトルームは、学内企業説明会、就職関連セミナー、キャリア関連授業、プロジェクト型インターンシップ等の学生の多様な活動にも利用されている。平成26年度の学生相談室の利用者数（延べ人数）は8,590人、プロジェクトルームを含むキャリアセンターの利用者（延べ人数）は20,023人である。

ひびきのキャンパスでは、学務第二課学生係が学生相談の窓口として機能しており、カウンセラーを配置している学生相談室や保健室等でも相談に応じている。

北方キャンパスでの早期支援システム及びひびきのキャンパスでの成績不振者への対処制度は、学生の悩みや問題の早期発見と支援に役立っている。

当該大学の学生支援のこれまでの取組は、PDCAサイクルの観点から、教職協働で執筆した平成26年6月刊行の書籍『シリーズ北九大の挑戦1 学生サポート大作戦 寄りそう学生支援』に取りまとめている。

人権問題やハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止に関する規程」に基づき設置される人権・ハラスメント相談員が窓口となり、相談や苦情、申立てを受け付けている。人権侵害やハラスメントに起因する問題が生じた場合は、学長を委員長とする人権・ハラスメント問題協議会が迅速かつ適切に対応す

る仕組みを構築している。また、学生に対してはハラスメントの防止に関するガイドラインや指針、相談員名簿等を掲載した冊子の配布やウェブサイトへの掲載を行うとともに、毎年、教職員向け研修会を実施している。

障害のある学生等、特別の支援を必要とする学生に対しては、平成 25 年度 4 月に策定した指針「障害学生支援の在り方について」に基づいて、全学的な支援体制を整備している。学生相談室により作成した「学生サポートナビゲーションブック」を全学の教職員に配布して意識喚起を行うとともに、北方キャンパスの学生相談室やひびきのキャンパスの学務第二課の相談窓口を通して情報把握に努め、個別カルテを作成してもしもなく一貫した対応が可能となるようにしている。

留学生に対しては、北方キャンパスでは国際教育交流センター及び国際化推進室が、ひびきのキャンパスでは留学生支援センターが相談窓口となり生活面等での助言や指導、必要な情報提供、就職支援、各種行事案内等を行っている。このほかにも、北九州市立大学外国人留学生後援会による国民健康保険料の補助や緊急時の貸付制度等の支援や地域ボランティア（NPO 法人国際交流・フォーラムこくら南やボランティアひびきの）と連携して行う留学生支援等の対応を行っている。施設面においては、北方キャンパスでは短期留学生向けに民間賃貸アパートを契約しているものの外国人学生が入居できる寮がなく、受入学生をサポートする施設・設備面が充分ではない。ひびきのキャンパスでは低家賃で入居できる留学生会館 52 戸に加え、他大学とも共同で運営している留学生宿舍 50 戸を用意している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済面での援助は、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体等の各種奨学金制度のほか、大学独自の北九州市立大学同窓会奨学金制度や授業料減免制度を通して行っており、平成 27 年度からは成績優秀者に奨学金・奨励金を支給する新しい「成績優秀者表彰制度」も導入している。

授業料減免制度は、減免基準を満たす学生すべてに授業料減免措置を行っており、各種奨学金の受給件数を含めた支援件数は、平成 26 年度は 3,863 件（実人数 3,526 人、学生数に対する割合 53.7%）で高い割合を示している。また、奨学金、授業料減免等の情報については、学内掲示板やウェブサイト、学生便覧等への掲載、各種説明会等により学生に周知を図っている。

海外に派遣・交換留学する学生については、日本学生支援機構の奨学金のほか、大学独自の奨学金・補助金の制度を設けており、文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプ B：特色型）」に採択後は、新たに北九州市立大学グローバル人材育成奨励奨学金制度を設けるなど、経済的な支援を充実させている。

また、受け入れた外国人学生については、授業料減免制度及び日本学生支援機構や北九州市立大学同窓会等の奨学金制度の適用を受けることができ、さらに、北九州市立大学外国人留学生後援会による助成制度等独自の支援制度も設け、ウェブサイト等で周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 障害のある学生の情報把握を行い、個別のカルテの作成や教職員への手引書の配布等、平成 25 年度に策定した指針に基づき全学的な支援体制を整備している。

【改善を要する点】

- 平成 27 年度においては北方キャンパスには外国人学生が入居できる寮がないなど、受入学生をサポートする施設・設備が十分でない。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

自己点検・評価の実施体制は、評価担当副学長を室長とし、事務組織である経営企画課を担当事務局とする評価室を中心に点検作業を行い、各部局の長等で構成する評価室会議で審議し、自己点検・評価を行っている。認証評価の際には、推進体制を強化するため、学長指名によりすべての副学長を評価室会議に加え、4人の副学長を中心に、基準ごとに実施責任者と担当事務組織を明確にした実施体制で行っている。

評価室では、教育活動や学習成果等を自己点検・評価するため、各部局等が持つ入試から就職までのあらゆる情報を大学総合情報データベースで収集しており、収集したデータ等は評価の際のエビデンスとして活用するとともに、毎年度、「Annual Report」として取りまとめている。

また、教育の組織的・総合的な運用と、教育の質の保証と向上を目的に、教育担当副学長を室長、教務部長を副室長とする教育開発支援室を設置しており、教育プログラムの組織的で継続的な改善を全学的な方針に基づいて実施している。また、教育開発支援室では、学習成果等に関する各種アンケート（在学生対象、卒業時・修了時、卒業生・修了生対象、就職先企業対象等）を実施し、集計・分析した調査結果を各部局等の長で構成する教育開発支援室運営委員会等を通じて全学にフィードバックするとともに、評価室が行う各種評価やFD委員会が行う教育方法の改善等のエビデンスとして活用している。

各種アンケートは、授業評価や学生の満足度、学習成果等の状況を的確に把握するため、教育情報システム KE I S Y S (Kitakyu-dai Educational Information System) の整備を視野に入れ、調査項目・調査対象の見直しや新たな調査の実施等を適宜行っている。教育情報システムは、入試や授業成績、取得資格、就職等学生に関する情報を一元化し、項目間の相関関係の分析等を行い、学習成果の検証等に活用するため、教育開発支援室を中心に運用開発を進めている。

国の答申や北九州市からの要請、自己点検・評価や認証評価等で明らかになった課題等を踏まえた教育課程の見直し等、教育に関する重要事項は、学長を委員長とし各部局の長等で構成する教育研究審議会で審議し、学長が決定することとしている。一方で、第2期中期計画に掲げた学部・学群及び大学院の教育の充実是全学的な方針の下に短期間で集中的に作業を行う必要があることから、学長を委員長とし、各部局等の長で構成する学部等教育改善委員会及び大学院教育改善委員会を設置し、教育目的や3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針)の策定・見直し、教育課程の改善、学習成果の測定手法の開発等を行っている。これらの組織は予定作業の終了後に既存の組織へと引き継ぎを行い、責任体制を明確にするとともに、教育改善を継続的に実施する体制を構築している。

また、平成 26 年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム テーマⅡ（学修成果の可視化）」に採択された取組は、学位授与方針に示された身に付けるべき能力の達成度アセスメントの全学的導入や実践型教育における多面的評価の導入とソーシャルインパクト測定によって、学生の成長の可視化と自己管理の仕組みづくりを行うものである。地域創生学群を中心に主に実践型科目に関する多面的評価の可視化手法の開発に取り組んでおり、手法確立後は適宜全学への適用を行う予定である。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生に対する意見聴取として、毎学期授業評価アンケートを実施しており、集計したアンケート結果は各教員が担当科目の結果に対して付したコメントとともに、学内ポータルサイト内のシステムにより学生及び教職員に公開している。

平成 26 年度からは、受講学生の少ない演習系の各科目に新たに報告書方式を導入するなど、原則全科目での授業評価を実施している。報告書方式は、少人数授業の最終回に振り返りとして実施するもので、学生からの意見聴取や意見交換により、シラバスの利用状況等の基本情報や授業に対する評価・課題等を取りまとめ、今後の改善案を記載の上、そのまま公開している。

また、毎年実施する卒業生・修了生アンケートや学習成果に関するアンケート、学生の生活・学習・就職に関する調査（学生アンケート）等を行い、教育開発支援室や学生相談室においてその結果を集計し、各学部、研究科等に示している。

社会システム研究科（博士前期課程）では必修科目「社会システム総合演習」において、事前に受講生にアンケートを行い、可能な限り学生の関心に沿ったテーマを選定し、学生同士の議論を活発に行うように工夫している。

学生の自治組織から要望書が定期的に提出され、その要望内容を基に教育の質の改善・向上に役立てており、回答を返す際に学生との意見交換を実施している。

教職員からの意見聴取としては、毎年度 6～8 月に学長、副学長、事務局長が各学部・研究科等の教授会等に出席し、全所属教員に対して大学の現状認識や今後の運営計画、自己点検・評価結果等を説明するとともに、意見聴取する機会を設けている。

また、意見聴取で把握した意見・要望等は、教務部委員会や教育開発支援室、FD委員会、各部局、教員個人等、適宜適切な部署にフィードバックされるとともに、必要に応じて改善等を行っている。改善事例としては、授業評価アンケートの設問の見直しやウェブ化への移行等がある。

北方キャンパスの各学部等の代表者が参加する教務部委員会では、シラバスや試験実施、追試験の可否、それに成績調査等教務上の全学的事項を調整しており、審議案件については学部等の教授会等で出された教員の意見を再度委員会で調整することにより、建設的な意見が制度設計・運用に反映する道筋を確保している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者からの意見は、役員会、経営審議会への学外有識者の参画、地方独立行政法人評価の際の意見交換、高等学校進路指導担当者との意見交換、既卒業生や就職先企業に対するアンケートの実施、地域創生学群やマネジメント研究科におけるアドバイザリーボード等の開催等、様々な方法で聴取している。

毎年度開催される地方独立行政法人評価委員会では、業務の実績に関する評価に加え、評価終了後に、当該委員会の委員と学長を含む大学関係者、設置団体である北九州市の関係者を交えて意見交換会を実施しており、大学に対する意見や要望を聴取するとともに、必要に応じて改善等の対応を行っている。最近の改善事例としては、大学の資金運用方法の改善やTOEIC受験対策の改善等がある。

平成 26 年度に実施した既卒業生及び就職先企業を対象とした学習成果に関するアンケートの調査結果は、教育開発支援室会議を通じて各部局等にフィードバックしている。

入試広報センターを中心とした入試広報活動においても、毎年度実施する進路指導担当者懇談会や高等学校訪問等において、受験生やその保護者、それに高等学校の進路指導担当者の意見を聴取し、学内にフィードバックされる体制がとられている。

地域創生学群では、高等学校の校長や行政関係者、地域団体やNPO法人の代表等の外部有識者で構成するアドバイザリーボードを開催し、活動内容に対する意見等を聴取しており、また、マネジメント研究科では業界代表や専門家からなるアドバイザリー委員会を開催するとともに、修了生の同窓会組織であるK2BS マネジメント研究会と定期的に意見交換するなど、学外関係者からの意見等を教育内容の改善につなげている。

同窓会総会や後援会総会にも学長、副学長、事務局長等が参加し、大学に対する意見や要望等を聴取するとともに、その声を適宜教育改善に活かしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、教育担当副学長を委員長とするFD委員会を中心に、全学的に取り組んでいる。現在のFD活動は、一般的な研修会や講演会、学内外の研究會等への参加に加え、新任教員研修の充実、授業のピアレビューの実施、授業評価アンケートの活用、教員活動報告書の公開、シラバスの充実の5項目を活動の柱に実施している。

新任教員研修は、春期と夏期に教育方法及び授業の組立を実践的に指導する場として実施され、学長も講師として登壇している。授業のピアレビューについては、原則、すべての授業科目をほかの教員が参観することが可能で、実施後は各学部等でピアレビュー報告会を開催し、授業改善に活用している。授業評価アンケートについては、毎学期、すべての授業科目に関して実施し、その結果は教員へフィードバックされ、授業方法の改善等に活用される。教員活動報告書については、全教員が1年間の教育研究活動等を所定のフォーマットで報告するもので、FDに関する項目も併せて報告され、ウェブサイト上で学内外に公開している。シラバスの作成については、シラバス作成ガイドラインに基づき、学科等のシラバスの責任者が適切なシラバス作成が行われるように指導している。

これらのFD活動は毎年度FD委員会活動報告書として取りまとめ、学内ポータルサイト内で全教職員に公表している。

平成 26 年度からはFD委員会の下に置くWG（ワーキング・グループ）の再編を行い、授業評価WG、研修WG、FD活動広報WGの3つのWGが活動している。授業評価WGは、授業評価アンケートの運用

の改善等を教育開発支援室と連携して推進する。FD活動広報WGは、FD活動とその成果を報告書の作成等を通して情報発信する。研修WGは、学内FD研修の企画・実施や学外FD研修等の情報発信や参加者の取りまとめを行う。

平成 25 年度よりFD研修のテーマの設定方法について、全学的なテーマを見つけてトップダウン型で行う研修から、各学部等から関心のあるテーマを上げてもらい、全学に参加者を募るというボトムアップ型に転換し、より実践的な研修内容となっている。平成 26 年度には、北方キャンパスで4回の全学FD研修（参加者 10～52 人）を実施しており、参加者のアンケートでは、ほとんどが「大変良かった」「まあよかった」の回答で参加者の満足度も高まっている。また、ひびきのキャンパスでも、全体FD研修やテーマ別研修（人権・ハラスメント研修、研究不正防止研修、情報セキュリティ研修）等、5回（参加者 19～84 人）の研修を実施している。

なお、新任教員研修に関しては平成 26 年度に 3 年前、5 年前に同研修を受けた教員に振り返りアンケートと面談調査を行っており、「研修内容はその後の教員生活で役に立ったか」という問いに 3 択（「役立った」「ある程度役立った」及び「役に立たなかった」）で答える問いについては 25 人中 14 人が「役立った」と答えるなど、その成果は肯定的に受け止められている。また、研修内容も既在籍教員の模擬授業や新任教員同士のグループワークを導入するなどの改善が図られている。

FD活動のこれまでの取組は、PDCAサイクルの観点から、書籍『シリーズ北九大の挑戦3 「教師が変わる、学生も変わる」ーファカルティ・ディベロップメントへの取り組みー』として取りまとめ、平成 27 年 9 月 10 日に刊行している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者である事務職員については、事務職員研修計画に基づき、キャリアアップや実務能力開発、スキルアップ等を目的とした各種研修を行っている。特に、プロパー職員の資質向上は急務であることから、平成 24 年度には若手のプロパー職員や市派遣職員を中心にプロジェクトチームを作り、良い大学に向けての事務事業の在り方について提案・報告を行う取組を行うなど、従来の講義型の研修に加え、実践型の研修を取り入れている。平成 26 年度には、学内で 11 回の各種職員研修を実施し、また、学外研修には職員を参加させている。併せて、職員表彰も行っている。

このほか、平成 25 年度からは文部科学省の補助事業の採択に伴い、大学のグローバル化を推進するため、事務職員を対象とした英語力アップ講座を開始している（平成 26 年度開催実績 2 回、各参加者 39、14 人）。

教育補助者に対しては部局ごとに資質向上に取り組んでおり、社会システム研究科では平成 26 年度から新規採用のTAに対して独自の研修を行い、学生の人権等に十分に配慮した教育支援や補助を行うように指導している。また、国際環境工学部及び国際環境工学研究科では、TAに対して、採用時にTAに関する事項（職務、義務、安全対策）を記載した取扱要領を配布したり、各授業担当教員において事前説明や個別指導等を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 26 年度に文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され、大学での学びの達成度アセスメントや実践的教育のソーシャルインパクト測定等、学生の成長の可視化と自己管理の仕組みづくりに取り組んでいる。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 17,174,041 千円、流動資産 1,844,728 千円であり、資産合計 19,018,769 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 4,364,836 千円、流動負債 858,266 千円であり、負債合計 5,223,102 千円である。これらの負債については、長期及び短期のリース債務 213,664 千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である北九州市から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成されている。なお、当該大学は、平成 22 年度から 5 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 23～28 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会及び役員会の議を経て決定し、北九州市長に届け出ている。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度における当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 7,012,948 千円、経常収益 6,931,908 千円、経常損失 81,040 千円、当期純損失 81,040 千円であるが、目的積立金 98,082 千円を取り崩すことにより、当期総利益 17,041 千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金 731,453 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算方針会議での方針に基づき、経営審議会及び役員会の審議を経て決定している。

また、施設・設備に対する予算配分については、施設整備（改修）計画が策定されており、これらの施設整備計画に沿って、必要な予算の確保にも努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が、地方独立行政法人会計基準に沿って事務局により作成され、監事及び会計監査人（監査法人）の監査を受けた後、北九州市長に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査、内部監査、公的研究費内部監査及び北九州市監査事務局による定期監査（隔年）を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、法人の業務及び会計の執行状況について行っている。会計監査人の監査については、北九州市長が選任した会計監査人により実施している。

内部監査は、内部監査規程に基づき、会計監査と業務監査を実施しており、理事長のもとに設置された監査室が実施計画を策定の上、毎年度実施している。

さらに、北九州市監査事務局による定期監査が隔年ごとに実施され、指摘事項等があれば、それに応じた措置を講じている。

また、会計監査人による監査や内部監査の計画及び結果は監事に報告することで、それぞれの監査が連携して行われるよう努めている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、理事長、学長（副理事長）、事務局長（理事）、副学長（理事）2 人、学外理事 2 人からなる役員会、これに学外委員 6 人を加えた経営審議会、学長、副学長 4 人、事務局長、重要な組織の長 13 人からなる教育研究審議会を設置している。役員会は月 1 回、経営審議会は年 4 回、教育研究審議会は月 2 回の開催を常例としている。

加えて、教学事項のみならず、経営事項を含め、全学的な調整と理解促進を図ることを目的とした大学執行部調整会議や学部間の横断的な組織・人事の調整のための組織人事委員会、戦略的な予算編成のための予算方針会議等、目的に応じて管理運営組織を設置し、大学ガバナンスの強化に努めている。

事務組織は、事務局長の下に、事務職員 192 人、図書館専門職員 16 人が 11 課・室に配置され、各事務組織は、事務分担に応じて管理運営、教育研究及び社会貢献等を支援している。第 2 期中期計画を強力に推進するために、事務局の体制を強化することを目的とし、教務事務と学務事務の一体化を図るための学務第一課の新設やグローバル化をさらに効率的かつ効果的に推進するため、国際・地域交流課とグローバル人材育成推進支援室を統廃合し国際化推進室を設置するなどの組織改正を行っている。

危機管理等については、平成 23 年度に設置したリスクマネジメント検討委員会において各種リスクの洗い出しを行い、担当副学長を委員長とする常設の危機管理委員会を平成 25 年度に設置している。危機管理委員会では、危機管理対策の基本的指針・枠組みを定めた危機管理マニュアルを策定し、学長をはじめとした所属長等に配布している。また、海外へ向かう留学生向けに独自で作成した危機管理に関するマニュアル及び外務省が発行している海外安全虎の巻を使い、オリエンテーションを行っている。個人が身の周りの危機に対応するマニュアルとして安全・安心ハンドブックを作成し、全教職員に配布している。

このほか、非常時を想定して防災訓練や AED 講習会等を実施するとともに、安全衛生への対応、情報セキュリティ、施設管理、職員倫理、研究不正防止、安全保障輸出管理等の規程を定め、全学的な危機管理体制を構築している。

特に研究不正に関しては、昨今の公的研究費の不正使用や論文で使用されるデータの改ざん等の研究不正事案を背景に、文部科学省が平成 26 年度に研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)と研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを改正したのを踏まえ、平成 27 年 3 月に研究活動不正行為防止規程を制定するなど、研究に関する行動規範や関連規程の整備、学長を最高管理責任者とする責任体制の明確化等を行っている。さらに、その内容を研究に携わるすべての教職員に対して理解と共有を図るため、研究不正防止ガイドラインを整備し、関係者に配布している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員の管理運営に関する意見やニーズは、教授会、研究科委員会、センター・研究所会議、各種委員会等で把握している。また、毎年度 6～8 月に学長、副学長、事務局長が各学部・研究科等の教授会等に出席し、直接、教員との意見交換を実施し、把握に努め、公用車の増台や学内禁煙スペースの変更等の実施例がある。

事務職員の管理運営に関する意見やニーズは、毎年度実施する自己申告制度や職員ヒアリング、定例的な事務局連絡会議、上司による OJT 等により、把握に努め組織改正や人員配置の見直しに反映された実績がある。また、大学の将来を担う若手教職員による、当該大学初の教職協働プロジェクトであるブランディング検討ワーキンググループを立ち上げ、これまでの各種調査結果やデータを基に、3つのキーワード(地域/環境/世界(地球))とビジョンロゴマークを策定するとともに、ラッピングバスの運行やグローバル関連のシンポジウムの新聞載録記事の掲載、オープンキャンパス等でのビジョンロゴマークをデザインしたグッズの配布等、認知度向上のための各種の取組を平成 26 年 11 月以降、順次展開している。

学生の管理運営に関する意見やニーズは、学友会との意見交換、授業評価アンケート、学部懇談会、学生係等に寄せられる要望等から把握に努めている。学生の自治組織である学友会から提出される要望書(年2回)に対しては、対応を各部局等で検討し、教育研究審議会で審議した上で、回答している。要望を踏まえて、自習室の利用時間延長等を実施している。

学外関係者からの意見としては、毎年度、北九州市地方独立行政法人評価委員会から実績評価を受けるとともに、同委員会の委員と学長等による大学運営全般について意見交換を行っている。

上記以外にも、第2期中期計画策定に関するアンケートや大学の認知度向上に関するアンケート等により、大学の構成員や学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの把握に努め、把握した意見等は可能な限り、中期計画や年度計画、事務事業等に盛り込むなどして管理運営に反映している。

これらのことから、大学の構成員、そのほか学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、地方独立行政法人法の規定に基づき、北九州市長が任命しており、公認会計士及び弁護士の2人が選任され、経営審議会及び役員会の審議において、専門家としての立場でその役割を果たしている。

また、監事による監査については、決算時に行っている定期監査(会計監査、業務監査)に加えて、平成25年度からは、重要な決裁書類に関する臨時監査(実地監査)を実施し、監査機能を強化している。その際、法人の業務運営等が法令に適合したものであり、適正に処理されている旨の報告を受けている。

さらに、ガバナンス改革の一環として、平成26年度から開始した学長業績評価において、監事1人が学長業績評価委員会の委員(委員長)としての職務に携わっている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員については、平成23年度に策定した事務職員研修計画の中で目指すべき職員像と研修の基本方針を定めており、これに基づき、毎年度計画的に研修を行っている。すべての職員は、OJTにより担当する職務に必要な知識、コミュニケーション能力等の習得を基本としつつ、グローバル化に対応するための英語力研修等を実施している。また、平成23～25年度にかけては通信制大学院(アドミニストレーション専攻)を受講させたほか、毎年、公立大学協会主催の職員セミナーに2～3人参加させるなど、職場外の研修にも参加させている。大学職員として必要不可欠な「課題を発見し、解決に向けて調査・研究を志向する積極的な姿勢(リサーチマインド(Research Mind))」を醸成するため、事務職員が教員と協働で活動する場を設けている。平成25年度には第2期中期計画に掲げた「大学の認知度向上」を推進するため、若手教職員でブランディング検討ワーキンググループを設置し、大学の将来ビジョンや広報戦略について教職協働で検討を行う取組を実施している。さらに、教職協働の成果は、共著(学長と事務職員)による論文投稿や書籍の出版を通して、広く公表している。

第2期中期計画においては、北九州市から派遣される職員を削減し、プロパー職員への転換を計画的に進めており、プロパー職員に対しては、中長期的に大学の将来を担う職員として職務を十分に果たすことができるよう、指導・育成の強化に努めている。平成24年度からはプロパー職員に対するOJTを制度化し、上司と面談して日常業務の中で当該職員に応じた目標を設定し、指導を行っている。また、平成26年度は文部科学省への派遣研修、平成27年度は設置団体である北九州市への派遣研修を新たに実施すると

ともに、新規採用職員研修の充実（実質 2.5 日から実質 12.5 日）を図っている。さらに、昇任制度の見直し（主任、係長への昇任基準の短縮）により意欲の向上や仕事に対する意識改革を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況について、毎年度、評価担当副学長を室長とする評価室を中心に自己点検・評価を行っている。具体的には、中期計画（70 項目）を達成するために策定した年度計画のすべての項目について、年度の間（10 月）及び年度の終了後（4 月）に各部局等から報告される業務の実績及び根拠となる資料やデータ等を評価室で取りまとめ、各部局の長等で構成する評価室会議で審議し、自己点検・評価を行い、報告書をウェブサイトで公表している。

年度の間（10 月）には、年度計画の進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れているなどの問題が見受けられる項目については、関係部局の長に対して、学長及び評価室長、副学長、事務局長等によるヒアリングを実施し、状況の改善を指示している。

また、平成 23 年度から大学総合情報データベースを新たに導入し、各部局からの業務の実績報告及び根拠となる資料やデータ等の収集に活用している。このシステムでは、各担当部局がウェブサイト上で業務の実施状況の入力と、根拠となる資料やデータ等のデータベースへの登録・蓄積を行っており、蓄積したデータ等を基に毎年度、冊子「Annual Report」を作成するとともに、地方独立行政法人評価や認証評価の際の根拠資料等としても活用している。平成 27 年度の認証評価の際の自己評価書では、根拠資料・データの適切な提示や問題点の的確な把握等、質の高い自己評価を行っている。

なお、年度の終了後（4 月）に評価室で自己点検・評価報告書を取りまとめた後、評価室会議及び教育研究審議会、経営審議会、役員会に報告し、大学の活動の総合的な状況について、情報を共有している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

地方独立行政法人法及び「北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」の規定により、北九州市地方独立行政法人評価委員会の年度評価及び中期目標の期間に係る評価を受けている。

同委員会は、他大学の学長経験者を含む 5 人の委員で構成されており、委員会は、大学から提出された実績報告書及び大学関係者からのヒアリング等に基づき評価を行っている。

学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価については、平成 21 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、同機構が定める「大学評価基準を満たしている」との評価を受けている。また、同時に選択的評価事項に係る評価（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況）も受審し、「目的の達成状況が非常に優れている」との評価を受けている。

マネジメント研究科（専門職学位課程）においても、平成 22 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、同協会が定める経営系専門職大学院基準に「適合している」との評価を受けている。

さらに、各部局等においても、それぞれの目的等に応じて、外部評価を受けている。平成 25 年度には「大学間連携共同教育推進事業」のまちなか ESD センターの活動について、また、平成 26 年度には「グ

ローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」及び「大学教育再生加速プログラム テーマⅡ（学修成果の可視化）」について、それぞれ評価委員会を設置し外部評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価の結果については、毎年度、学長及び副学長、事務局長が各学部等の教授会を回り、評価結果を全教員に説明するとともに、評価結果及び今後の対応等について、各教員と意見交換を行っている。

北九州市地方独立行政法人評価委員会からの評価結果は、役員会及び経営審議会、教育研究審議会において報告するとともに、各学部等の教授会を通じて各教員に報告される。また、法人評価で指摘された事項については、所管する部局等において改善策の検討・実施を行い、評価室がその進捗・改善状況を確認しながら、対応状況について翌年度の法人評価委員会で報告している。地方独立行政法人評価委員会からの指摘にて改善された事例として、マネジメント研究科における定員充足率のための入試広報活動の充実及び外国語学部英米学科におけるTOEICの目標点到達者増加を目的としたTOEIC成績向上の取組等が挙げられる。

認証評価において、平成21年度受審の際に改善を要する点として指摘された事項については、第2期中期計画（平成23～28年度）に反映させ、次のような改善に向けた取組を行っている。

「大学院課程の多くの研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。」と指摘された点については、平成25年度に国際環境工学研究科（博士後期課程）の入学定員を同研究科（博士前期課程）に振替を行い、また平成26年度に社会システム研究科（博士前期課程）における履修アドバイザー制度やコースワークを導入した新たな教育課程を編成するなどの取組により、一部の研究科・課程を除き大幅な入学定員の超過や未充足のないように改善されている。

「北方キャンパスの図書館は多くの学生、教職員に利用されているが、既に飽和状態に近く、整備拡充が必要である。」と指摘された点については、新図書館の建設とその整備等の財源確保を目的とした寄付金の受入、既存図書館の耐震改修工事等に取り組み、平成28年度には新図書館の供用開始予定となっている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 事務局体制強化のための組織改正や人員配置の見直しを行うとともに、目指すべき職員像や研修の基本方針を定めて、計画的な研修実施や大学法人採用の職員（プロパー職員）の指導の強化を行うなど、事務職員の人材育成を推進している。
- 事務職員が教員と共同で活動する場を設け、若手職員が大学の将来ビジョンや広報戦略について検討する取組を進めるなど、第2期中期計画に掲げた大学の認知度向上を推進するため、若手教職員でブランディング検討ワーキンググループを設置するなど、積極的な取組を行っている。
- 平成27年度の認証評価へ向けての自己評価書では、根拠資料・データの適切な提示や問題点の的確な把握を行い、質の高い自己評価を行っている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念と目的、各学部・学科等の教育目的は、ウェブサイトや大学案内、学生便覧、入学者選抜要項、学生募集要項、履修ガイド等に掲載し、構成員（教職員、学生）や社会に広く公表している。また、大学の目的を簡潔で分かりやすい3つのキーワード「地域」「世界（地球）」「環境」に集約し、将来ビジョンロゴマークを策定して、学内外に積極的に情報発信している。

大学案内は教職員や役員のほか、九州・中四国の高等学校等、オープンキャンパスや進学ガイダンス等の進学イベントに参加する高校生や保護者等に配布している。また、入学者選抜要項も進学イベントの参加者や当該大学を訪問する高校生等へ配布している。

学生に対しては、入学時のオリエンテーションで学生便覧や履修ガイドを配布して周知に努めており、また、新規採用の教職員に対しても、新規採用研修時に大学案内や学生便覧等を配布し、周知を図っている。

大学院課程においても、各研究科・専攻の目的をウェブサイトや研究科紹介パンフレット、学生募集要項、履修ガイド等に掲載し、教職員や学生に周知を図るとともに、学外にも広く公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

当該大学の全学共通の3つの方針（入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針）、学士課程の各学部・学群の学科・学類別及び大学院課程の各研究科の専攻別の3つの方針、基盤教育の2つの方針（教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針）は、ウェブサイトの「学生が修得すべき知識・能力（学位授与方針等）」にまとめて公表している。また、入学者受入方針は入学者選抜要項及び学生募集要項に掲載し、学位授与方針とともに入学案内にも掲載し、周知を図っている。学生に配布される学部・学群別及び研究科別の履修ガイドには、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を掲載し、学生向けに周知を図っている。

これら3つの方針を掲載した刊行物『教育の3つの方針』を平成25年4月に作成し、新任教員研修での配布や大学関係者等への配布を行っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項及び教員養成の状況についての情報、自己点検・評価の結果、財務諸表等の情報は、ウェブサイトにて公表している。

また、当該大学の学術情報は、ウェブサイト内に研究者情報データベースとして、研究者の研究分野等の情報と発表した論文等の研究成果を社会に発信している。このほかにも大学の基本情報から教職員数、学生数、入試や就職実績、財務等の情報までを網羅した冊子「Annual Report」や国際環境工学部活動報告書（パブリシティレポート）、環境技術研究所の機関誌等の刊行物を用いて教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を社会に発信している。

平成 24 年度に作成した大学案内の外国語版では、英語版だけでなく、韓国語版、中国語版、フランス語版も作成し、パンフレットのデータをウェブサイトに掲載し、公表している。

さらに、平成 26 年度からは、法人化後に積極的に進めてきた大学改革のうち、教養教育の再生や環境教育の実践、学生支援、留学生支援、産学連携、地域貢献等、成果を上げつつある取組について、実際に改革を担当した教職員が協働で書籍『シリーズ北九大の挑戦』として順次取りまとめ、学内外に発信する取組を行っている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 法人化後に積極的に進めてきた大学改革について実際に改革を担当した教職員が共著で書籍『シリーズ北九大の挑戦』に取りまとめ、学内外に発信している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 北九州市立大学

（２）所在地 福岡県北九州市

（３）学部等の構成

学部：外国語学部、経済学部、文学部、法学部、
国際環境工学部、地域創生学群

研究科：《修士》法学研究科、《博士前期・後
期》社会システム研究科、国際環境工学研究科、
《専門職》マネジメント研究科

附置研究所：都市政策研究所、アジア文化社会研
究センター、環境技術研究所、中華ビジネス研
究センター

関連施設：基盤教育センター、情報総合センター、
図書館、国際教育交流センター、キャリアセン
ター、入試広報センター、地域共生教育センタ
ー、地域産業支援センター

共同利用施設：産学連携センター他 5 施設（北九
州学術研究都市内）

（４）学生数及び教員数（平成27年 5 月 1 日現在）

学生数：学部6,061人、大学院492人

専任教員数：263 人

2 特徴

（１）大学の沿革

本学は昭和21（1946）年、「地域振興のために人材育
成を」という市民の熱望に応える形で旧小倉市立「小倉
外事専門学校」として開学し、昭和25（1950）年に外国
語学部からなる北九州外国語大学に昇格した。

昭和28（1953）年には商学部（現・経済学部）を設置、
あわせて大学名を北九州大学に改称。その後も文学部、
法学部、大学院研究科を設置しながら規模を拡大し、平
成13（2001）年には、北九州学術研究都市内にひびきの
キャンパスを置き、国際環境工学部を設置するとともに、
大学名を北九州市立大学に改称した。

平成17（2005）年に地方独立行政法人に移行し、公立
大学法人北九州市立大学となった後も、平成18（2006）
年に基盤教育センター、平成19（2007）年に専門職大学
院マネジメント研究科の開設、平成20（2008）年には既
存の文科系の修士課程の 4 研究科を社会システム研究科
博士前期課程に統合、平成21（2009）年には地域創生学
群を開設するなど、教育体制の整備を続け、現在 5 学部
1 学群、4 研究科からなる総合大学に至っている。

（２）大学の理念と改革

本学は開学当初より、東アジアに位置する学術研究・
教育の拠点として自主的に開拓者精神に満ちた個性豊か
な社会人の育成を基本理念に、北九州の地域特性を活か
し地域に密着する文科系の総合大学として発展してきた。
さらに21世紀の大学を展望する中で、市が進める「北九
州学術研究都市」の中核的機関として国際環境工学部を
設置した。本学は半世紀にわたる文科系総合大学の成果
を活かし、さらに工学系をも擁する総合大学へと発展し、
地域に密着した公立大学として使命を果たしている。

法人化後は、開学当初からの理念を継承しつつ、新し
い時代の要請に対応すべく、産業技術の蓄積、アジアと
の交流の歴史、環境問題への取組に代表される北九州地
域の特性を活かし、①豊かな未来に向けた開拓精神に溢
れる人材の育成、②地域に立脚した高度で国際的な学術
研究拠点の形成、③地域の産業、文化、社会の発展と魅
力の創出への貢献、④アジアをはじめとする世界の人類
と社会の発展への貢献を目的として掲げた。

第 1 期中期計画（平成17-22年）では、法人としての
新たな運営体制を軌道に乗せ、学部・大学院等の新設・
再編、入試から就職までの一貫教育システムの構築など
大幅な大学改革を進めてきた。この間にも、教育の内部
質保証システムの構築などの教育改革やグローバル社会
への積極的な対応、地域への更なる貢献、環境・災害技
術の開発など、社会からの要請は大きく変化してきた。
こうした背景の下、第 2 期中期計画（平成23-28年）で
は、「地域に根ざし、時代をリードする人材の育成と知
の創造」を基本理念に掲げ、第 1 期の取組みを維持・向
上させつつ、「選ばれる大学への質的成長」、「大学の
プレゼンス（存在感）」、「環境・地域・アジア」をキ
ーワードとした70項目の取組を積極的に推進している。

平成 24 年度には文部科学省の「国公立大学を通じ
た大学教育改革の支援」事業等の採択を受け、グローバ
ル人材の育成に向けた取組及び地域他大学との連携に
よる地域再生の核となる大学づくりに向けた取組を展開
するなど、大学の設置理念を現代に置き換え、常に本学
の特色を活かし、新たな取組にチャレンジし続けている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 定款

本学は、平成17年度に地方独立行政法人法に基づく公立大学法人が設置する大学となったが、法人の定款第1条には、目的として次のように定めている。

「この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的とする。」

2 学則

北九州市立大学学則第1条には、「北九州市立大学は、時代を切り拓く知を創造し、人間性豊かで有能な人材を育成することによって、地域の産業、文化及び社会の発展並びにアジアをはじめとする国際社会の発展に貢献することを目的とする」と謳っており、北九州市立大学大学院学則第1条には、「北九州市立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と謳っている。

3 中期目標

設置団体である北九州市が策定する第2期中期目標（平成23年度～平成28年度）の前文に「公立大学法人北九州市立大学は、北九州市立大学が有する開学以来の歴史と伝統を継承するとともに、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組といった北九州地域の特性をいかし、『地域に根ざし、時代をリードする人材の育成と知の創造』を目指す…」とその基本理念を掲げ、以下に示す基本的な方針の下、14項目の具体的な目標を、教育・研究・社会貢献・管理運営の4分野ごとに定めている。

<基本的な方針>

1 選ばれる大学への質的な成長

大学が学生を選ぶ時代から、大学が学生をはじめ社会に選ばれる時代に移行する中、第一期中期目標の期間における大学改革の成果を基盤として、教育研究や社会貢献などの大学活動の質を一層向上させ、北九州市立大学のプレゼンス（存在感）を高める。

2 地域の発展やアジアをはじめとする国際社会の発展への貢献

グローバル化の進展、アジアの成長、地球環境問題の深刻化、加速する地域主権の動きなどの時代の潮流を見据え、特色ある大学活動を通じて地域活力の創出に貢献し、併せて、アジアをはじめとする地球規模での持続可能な社会の発展に貢献することにより、公立大学としての使命を果たす。

<別添 公立大学法人北九州市立大学中期目標>

4 各学部・学科等、各研究科・専攻・課程における教育研究上の目的

本学は、北九州市立大学学則第3条において、各学部・学科等における教育研究上の目的を定めている。

また、北九州市立大学大学院学則第2条及び第3条において、各研究科・専攻・課程における教育研究上の目的を定めている。

<別添 各学部・学科等、各研究科・専攻・課程における教育研究上の目的>

